

令和7年第1回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第5日目）

本日の会議 令和7年3月14日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理志
委員	下町 純子	委員	藤田 明美
委員	岡田 義晴	委員	八木 亮三
委員	西田 健	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木 秀一	主 査	村田 潤哉
住民福祉部長 (こども政策課)	宮崎 伸之	住民福祉部理事	細田 愛二
課 長	村田 佳美	高田保育所所長	松尾 郁子
課長補佐	藤吉 有見	主任保育士	横尾 佐知子
係 長	濱崎 美雪	主 査	馬場 俊輝
主 査	今泉 彩	主 事	本多 美奈
(住民環境課)			
課長補佐	木須 美樹	係 長	松本 雄輔
(福祉課)			
課 長	川内 佳代子	課長補佐	和田 久美子
課長補佐	山本 公司	係 長	後藤 理子
健康保険部長 (健康保険課)	山本 昭彦		
課 長	森本 陽子	課長補佐	木澤 奈津代
係 長	相川 沙織	係 長	一瀬 奈々
(介護保険課)			
課 長	峰 修子	参 事	中村 宰子
課長補佐	森川 寛子	係 長	堀 将大
係 長	堤 圭一郎		

会計管理者 田中 一之
(会計)

係 長 草野 愛

議会事務局長 荒木 秀一

(議会事務局・監査事務局)

議事課長兼監査事務局長

係 長 江口 美和子

福本 美也子

係 長 永間 崇義

本日の委員会に付した案件

議案第22号 令和7年度長与町一般会計予算

開会 9時27分

閉会 16時56分

○委員長（金子恵委員）

おはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。令和7年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第22号令和7年度長与町一般会計予算の本常任委員会に付託された部分の審査に入っていきたいと思っております。まず、高田保育所からですね、今日はしたいと思っております。本案について提案理由の説明を求めます。

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

令和7年度長与町一般会計予算の高田保育所所管につきましてご説明させていただきます。歳入からご説明します。説明書の12、13ページをお開きください。前年度と比較して258万2,000円ほどの減少となりました。児童福祉使用料、保育料が312万5,000円の減少となったことが要因です。それでは節ごとにご説明いたします。12款1項1目1節児童福祉費負担金の2行目、スポーツ振興センター共済保護者負担金2万4,000円が高田保育所所管となります。次に14、15ページをお開きください。13款1項2目2節児童福祉使用料の全て1,244万5,000円が高田保育所所管となります。1行目は通常保育の保育料22人分です。令和6年4月から保育施設の利用要件の有無にかかわらず同一生計の子どものうち、最年長の児童から数えて第3子以降の保育料が無償化となりました。また、令和7年4月1日から同時就園の第2子の保育料が無償化になることから312万5,000円の減額となりました。2行目は町外在住の児童の受け入れ保育料1人分です。3行目は延長保育料で1時間200円、50回分です。4行目は入所していない児童を預かる一時預かりの保育料700人分です。5行目は滞納繰越分の保育料となります。次に18、19ページをお開きください。14款2項2目2節児童福祉費補助金の1行目の子ども子育て支援交付金のうち、459万1,000円が高田保育所所管となります。内訳は103万5,000円が一時預かり事業、355万6,000円が地域子育て支援拠点事業で、補助率は国県町3分の1ずつです。次に22、23ページをお開きください。15款2項2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金の2行目、保育対策総合支援事業費補助金のうち404万1,000円が高田保育所所管となります。医療的ケア児の受け入れに伴う補助金です。補助率は県4分の3、町4分の1です。3行目、子ども子育て支援交付金のうち459万1,000円が高田保育所所管となります。内訳は103万5,000円が一時預かり事業、355万6,000円が地域子育て支援拠点事業で、補助率は国県町3分の1ずつです。次に24、25ページをお開きください。児童福祉費補助金の続きで、一番上の学ぶ保育士等応援事業補助金のうち60万円が高田保育所所管となります。1人当たり2万円で30人分です。全額県の補助です。次に34、35ページをお開きください。20款5項2目1節保育所副食費の全額224万6,000円が高田保育所所管となります。3、4、5歳児1人当たり4,800円、1カ月39人と想定し、12カ月分となります。歳入は以上

でございます。

次に歳出をご説明いたします。102、103ページをお開きください。3款2項3目高田保育所費です。高田保育所と子育て支援センターの運営費になります。前年度と比較して全体で1,842万円の増加です。1節から4節の人件費で1,691万5,000円増加、12節委託料で121万7,000円増加したことが主な要因です。それでは、節ごとに昨年度と異なる部分をご説明いたします。1節報酬ですが、5,051万3,000円で昨年度と比較して689万3,000円の増加となっております。理由は、報酬単価の上昇と会計年度任用職員を2名増員したことによるものです。2名の内訳は、産前産後休暇、育児休業取得職員の代替保育士として1名の増員、1歳児クラスの保育士配置基準が子ども6人に対し保育士1人でしたが、5人となりましたので保育士を1名増員いたしました。2節の給料は4,334万1,000円で、昨年度と比較して487万1,000円の増加になりました。理由は、正規職員の給与単価上昇と正規職員1名の欠員補充としてフルタイムの保育士を1名増員しました。104、105ページをお開きください。10節需用費の下から3行目、賄材料費ですが657万円のうち6万2,000円が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当分です。次に12節委託料ですが、3行目の給食調理委託料で95万3,000円の増加になりました。報酬単価の上昇によるものです。次に、6行目の子育て支援施設管理委託料で22万5,000円増加しました。光熱費と修繕料の増加によるものです。高田保育所費の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。まず歳入です。12、13ページ、民生費負担金の2行目スポーツ振興センター共済保護者負担金、ここから質疑に入っていきたいと思います。質疑はありませんか。戻っても構いませんので、ページ数を言って戻られてください。次14、15ページ、児童福祉使用料ここは全て高田保育所です。よろしいですか。では18、19ページ、ここは児童福祉費補助金のところ、その辺りですね。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

14、15ページの13款1項2目2節児童福祉使用料の一番上ですね、児童福祉使用料（保育料）ですけれども、先ほどご説明で6年度よりは減額なのは、一部無償化分、第3子とか第2子ですかね、ということで22人分ということでしたけど、去年は38人分だったんですよね。この無償化された分っていうのは、予算編成の時点ではまだ7年度に入所されるお子さんとか、そういう兄弟で入るとか多分あまりはつきりはしてないですね。これはどうやって22人っていうのは、無償化じゃない保育料いただく分が22人になる見込みっていうのはどういう根拠というか、計算で出たのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

新年度からの入所者数っていうのはもう見込みなので、今現在の実績で大体の金額を出して人数を出してる状況です。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

見込みということですけど、あくまでその無償化になりそうな分を見込んで減らして、高田保育所が受け入れているお子さんの数とかっていうのは、全体では変わらないということでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

在籍人数には変わりはありません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

真ん中の方に2節児童福祉費補助金の子ども子育て支援交付金が高田459万2,000円ですかね、これ要するに保育士に対して園児6名が5名っていうのと、こういうふうなところの保育所運営加算金というのがあるじゃないですか。これが入っての合計なんですか、これは。ということですか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

こちらの高田保育所につきましては公立の施設になりますので、加算等はありません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。戻っても構いませんので、次22、23ページ、下段の方ですね。医療的ケア児分など。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今、委員長がおっしゃった医療的ケア児1人受け入れてらっしゃると、何歳ですかね。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

現在5歳になります。4歳児クラスに在籍しております。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

なかなか受け入れ大変だと思うんですけど、私もあちこち見て分かるんですよ。県が4分の3で町が4分の1ですかね、親御さんの負担はゼロっていう形で理解してよろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

医療的ケアに関わる負担は保護者にはありません。保育料につきましては、こちらでは把握が保育所ではできておりませんが、回答ができないんですが、保育料は通常どおりで発生していると思います。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

失礼いたしました。5歳になりますので、保育料の無償化の対象となっております、保育料は発生しておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。今23ページまで行ってます。それでは次のページの上段ですね、24、25ページ、一番上の学ぶ保育士等応援事業補助金、この辺りが高田保育所分ですね。よろしいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

前年度もたしかこれがあった記憶があったと思うんですが、たしか年限があったんじゃないかと思うんですが、何年間のこれは補助になるのかと、その効果っていいですかその辺りが分かればお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

単年度の補助金となります。効果のほどなんですが、県の補助金になりますので、県が提示している研修を受講した職員に対しての給付となります。今年度の研修といたしましては、県の幼児教育センターの方からアドバイザーを派遣していただき、主体的な保育、遊びに対する保育観察を行っていただき、観察を基に私たちへご指導いただきました。その後、保育環境や子どもたちに対する声かけ、遊びの支援などに生かすことができました。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

県からアドバイザーに来ていただいて、さまざまな指導を受けたということですが、これに参加した高田保育所の職員というのは、職員の数に対して何%ぐらいが、何%というか、どのくらいの方がこれに参加されたのか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

33名の職員に対し29名の職員が参加いたしました。参加しなかった職員は、事務の職員でありました。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。それでは次、34、35ページ、副食費ですね。よろしいですか。歳入は以上です。戻っても構いませんので、歳出の方に移りたいと思います。102、103ページ、ここの高田保育所費ですね。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ここでは、高田保育所の保育士含め、さまざまな職種の方の勤務に関する報酬等が書かれているわけなんですけど、その中で保育士についてなんですけれども、民間の保育士の中で、結構人手がちょっと厳しいという話をつい先日ある所で聞いたんですけれども、高田保育所では保育士の充足というか、出入り、退職されてまた別の方を入れてと、そういうなかなか安定しない状況というの、そういう心配は現状ないのかどうか、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

現在のところ欠員に対する補充はできておりまして、国の職員配置基準に満たっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

国の配置基準には満たっているというのは分かるんですけども、例えば安定的にその方が仕事に従事している状況なのか、何らかのいろんなことがあって、要するに人がなかなか長く勤務できないっていうか、そういう状況は心配要らないのかどうかですね。意味分かりますか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

保育士は定着して勤務はしていただいている状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。次のページ104、105、106、107ページの中段近くまで、ここまでが全て高田保育所分になっています。目節を言っていて、質疑をしていただけたら分かりやすいかと。質疑はありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で高田保育所分の審査をこれで終了します。お疲れさまでした。ありがとうございます。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、こども政策課の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

皆さまおはようございます。それではこども政策課所管につきましてご説明させていただきます。12、13ページをお開きください。歳入でございますが、12款1項1目1節児童福祉費負担金から、2節、保育料滞納繰越分、2目1節の養育医療費保護者負担金が所管です。12款1項1目1節、児童福祉費負担金につきましては、令和6年4月より行っております第3子以降の保育料の無償化に加え、令和7年4月より新たに同時在園する第2子の保育料の無償化を拡充するため、前年度当初より4,288万9,000円を減額しております。財源は、令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたします。その他は例年並みで見込んでおります。次に16、17ページをお開きください。下段の14款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち10万円の育成医療費がこども政策課です。3行目の障害児入所給付費等国庫負担金も所管で、障害児入所給付費に対する国庫負担金で、給付費の見込みから前年度当初より180万円の減額となっております。補助率は2分の1です。次に2節保育所運営費負担金は実績に合わせて減額しております。3節児童手当負担金は、国の少子化対策で児童手当の拡充を令和6年10月に行ったことで、それに伴い国の補助率が増加したことにより前年度当初より1億9,500万円を増額しております。4節、子育てのための施設等利用給付交付金は実績見込みに合わせて減額しております。次に18、19ページをお開きください。上段の2目1節保健衛生費負担金の1行目、母子保健衛生費負担金は未熟児養育医療費の国庫負担金で補助率は2分の1です。下段の2項2目1節社会福祉費補助金のうち3行目、地域障害児支援体制強化事業補助金は、

ひばり学級が行う巡回支援専門員整備事業として保育所等において障害児の支援体制の強化を図るものです。補助率は2分の1です。2節児童福祉費補助金のうち1行目の子ども子育て支援交付金は、新たに妊婦等包括相談支援事業と産後ケア事業が対象となったため増額しております。この妊婦等包括相談支援事業および産後ケア事業の補助率は2分の1です。3行目の支援対象児童等見守り強化事業補助金は、民間事業所1カ所に補助を行う予定です。補助率は3分の2です。4行目、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金は、地域こどもの生活支援強化事業を行う民間事業所1カ所に補助を行う予定です。補助率は3分の2です。3目1節保健衛生費補助金のうち、2行目の感染症予防事業費等国庫補助金から4行目の母子保健衛生費国庫補助金と6行目の妊婦のための支援給付費補助金が所管です。2行目の感染症予防事業費等国庫補助金は、予防接種の実施に関する情報連携に係る健康管理システムのシステム改修費です。補助率は3分の2です。3行目の出産・子育て応援事業費補助金は令和7年3月31日以前に出産された方が対象で、相談支援に係るものが2分の1、給付金に係るものが3分の2の補助率となっています。4行目の母子保健衛生費国庫補助金は、産婦健康診査事業、多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業と、令和7年度より新たに行う1カ月児健康診査事業に係るもので、補助率は2分の1です。6行目の妊婦のための支援給付費補助金は令和7年4月1日以降に出産した方が対象で、給付金に係るものが全額国庫補助で、事務費については補助率が2分の1です。次に20、21ページをお開きください。中段の14款3項2目2節児童福祉費委託金は、特別児童扶養手当に係る事務委託金です。次に22、23ページをお開きください。15款1項1目1節社会福祉費負担金、1行目の障害者自立支援給付費負担金のうち5万円が所管です。育成医療費の4分の1が県費負担金です。3行目の障害児通所給付費等負担金も4分の1が県負担金です。国費同様、給付費見込額の減少により減額しております。次に、2節保育所運営費負担金、3節児童手当負担金、4節児童福祉費負担金が所管分です。2節保育所運営費負担金は実績見込みに合わせて増額しております。2行目の施設型給付費等事業費補助金から4節の子育てのための施設等利用給付交付金までが実績見込みに合わせて減額をしております。次に2目1節保健衛生費負担金は未熟児養育医療費の4分の1が県費負担金です。下段の15款2項2目1節社会福祉費補助金の5行目、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付費から、一番下の行の地域障害児支援体制強化事業補助金までが所管です。6行目の福祉医療費補助金（乳幼ひとり親）は実績見込みの減少により昨年度より減額しております。7行目の軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金につきましては、実績見込みの増加により昨年度より増額しております。8行目の医療的ケア児等訪問型レスパイト事業費補助金も令和6年7月より年間利用時間を拡充したため、実績見込み見込みの増加により昨年度より増額しております。下から2行目の福祉医療費補助金（高校生）は実績見込額の増加により昨年度より増加しております。全額県費負担です。次に2節児童福祉費補助金の1行目、放課後児童健全育成事業費補助金から3行目の子ども子育て支援

交付金までが所管です。次に24、25ページをお開きください。1行目の学ぶ保育士等応援事業補助金と母子家庭等対策総合支援事業費補助金が所管です。1行目の学ぶ保育士等応援事業補助金は、保育士の質の向上を図るため研修会等に参加した保育士等へ補助を行うものです。全額県費負担です。2行目の母子家庭等対策総合支援事業費補助金は、地域こどもの生活支援強化事業を行う1施設へ補助を行うもので、県補助金の上限は10万円となります。3目1節保健衛生費補助金の5行目、出産・子育て応援事業費補助金と、一番下の行の妊婦のための支援給付費補助金が所管です。出産・子育て応援事業費補助金は、国費同様令和7年3月31日までに出産された方が対象で、給付金に係るものが6分の1、伴走型相談支援に係るもの4分の1が県補助となります。一番下の行の妊婦のための支援給付費補助金は、国費同様令和7年4月1日以降に出産した方が対象で、給付金については全額国庫補助となるため事務費の4分の1が県補助となります。次に30、31ページをお開きください。17款1項3目1節社会福祉費寄附金のうち48万円が所管で、2企業よりファミリーサポートセンター事業補助金への寄附を受けております。次に34、35ページをお開きください。下段の20款5項3目1節雑入です。下から10行目の養育医療費返還金と下から5行目の電柱等設置使用料のうち1,000円が所管です。次に36、37ページをお開きください。11行目の保健事業参加者負担金のうち1,000円、下から11行目の放課後児童クラブ光熱水費負担金と、下から2行目の子育て世帯訪問支援事業利用者負担金が所管です。歳入は以上です。

次に歳出でございます。86、87ページをお開きください。下段の3款1項1目1節報酬の4行目、5行目と、次のページの1行目、児童虐待防止専門員報酬までが所管です。5行目の一般事務補助パート報酬は、福祉医療申請書内容点検業務の事務補助員1名分です。2節給料のうち3,053万2,000円、3節職員手当等の扶養手当から児童手当までのうち1,963万1,000円、その下の行の会計年度任用職員期末手当と会計年度任用職員勤勉手当の全額、4節共済費の共済組合負担金のうち931万1,000円、その下の行の会計年度任用職員社会保険料の全額が所管です。人件費につきましては、こども政策課課長以下子育て支援係8名分と児童虐待防止専門員に係る経費です。7節報償費の講師謝礼は児童虐待防止対応研修会の分です。8節旅費の普通旅費のうち2万3,000円、研修旅費、費用弁償のうち4万2,000円、会計年度任用職員通勤手当が所管です。児童虐待防止事業に係る経費です。次に10節需用費の消耗品費のうち7万5,000円、3行目の印刷製本費と、11節役務費、13節使用料及び賃借料が所管です。福祉医療と虐待防止に係る経費になります。次に90、91ページをお開きください。13節使用料及び賃借料の施設使用料につきましては、虐待防止研修会時の駐車場の使用料となります。18節負担金、補助及び交付金の9行目長与町福祉団体育成補助金のうち10万円、下から4行目の支援対象児童等見守り強化事業補助金と、下から2行目の地域こどもの生活支援強化事業補助金が所管です。9行目の長与町福祉

団体育成補助金は、長与町母子寡婦福祉会の活動に対する補助金です。下から4行目の支援対象児童等見守り強化事業補助金は、支援が必要な世帯を対象に、定期的に食材の提供等を通して家庭を訪問しながら見守りを強化するための補助金で1団体へ補助予定です。下から2行目の地域子どもの生活支援強化事業補助金は、多様かつ総合的な困難を抱える子どもたちに対し、食事や学習、生活支援等を通じて状況を把握し、子どもの見守り、居場所づくりの体験支援を強化するための補助金で1団体へ補助予定です。19節扶助費は、下から3行目の小児災見舞金以外が所管です。福祉医療費は実績見込みにより計上しております。2目障害者福祉費です。障害児に関する部分がこども政策課所管となります。1節報酬、7行目の療育専門員報酬と8行目の療育補助員報酬、3節職員手当等の会計年度任用職員期末手当のうち236万円、その下の行の会計年度任用職員勤勉手当のうち198万2,000円、次のページの4節共済費の会計年度任用職員社会保険料のうち262万5,000円が所管です。ひばり学級の療育専門員5名、療育補助員1名分となります。7節報償費、8節、普通旅費のうち8,000円、3行目の費用弁償のうち3万円、4行目の会計年度任用職員通勤手当のうち28万1,000円、10節需用費の消耗品費のうち17万円、2行目の燃料費、3行目の食糧費、11節役務費の1行目タクシー共同乗車券発券手数料、2行目の自動車損害共済金と下から3行目の障害児通所給付費支払事務手数料、次の行の育成医療費支払事務手数料、12節委託料の下から3行目、ひばり学級施設管理委託料、一番下の行の公用車洗車委託料、13節使用料及び賃借料の自動車借上料、有料道路等使用料のうち5,000円が所管で障害児に関する部分の経費となります。次に94、95ページをお開きください。13節使用料及び賃借料の駐車場使用料のうち1万円、公用車リース料、17節備品購入費が所管です。17節の備品購入費は、ひばり学級で行う発達検査に使用する用具を購入いたします。18節負担金、補助及び交付金の2行目タクシー共同乗車券年会費と、一番下の行の医療的ケア児等訪問型レスパイト事業費補助金が所管です。医療的ケア児等訪問型レスパイト事業費補助金は、対象者2名、年間96時間まで訪問看護等を利用することができます。19節扶助費の上から8行目、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費、下から5行目の障害児通所給付費、その下の軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金とその下の育成医療費が所管です。障害児通所給付費は利用実績を見込み360万円の減額計上となっております。軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金は、利用実績を見込み23万8,000円を増額しております。次に98、99ページをお開きください。下段の3款2項1目児童福祉総務費は全てこども政策課所管となります。節ごとに変更点を説明していきたいと思っております。1節3行目の一般事務補助パート報酬は、産休代替職員1名とファミリーサポートセンターの利用者の増加に伴い、事務作業を行うための事務補助員1名の合計2名を配置するものです。3節職員手当等、4節共済費は、産休代替の職員とファミリーサポートセンターの事業を行う保健師、事務補助員の設置に係る経費です。次に100、101ページをお開きください。12節委託料の3行目こども

計画策定業務委託料は、令和5年4月1日に施行されたこども基本法において、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定するよう努力義務が課せられました。このこども計画の特徴としては、計画策定の過程で子どもの意見聴取を行う必要があるとされています。本町では、今年度策定した第3期子ども・子育て支援事業計画に不足している子ども・若者計画の部分を令和7年度に策定することにより、こども計画を一体的に策定することを進めてまいります。18節負担金、補助及び交付金の1行目、各種講習会等負担金は児童館の防火管理者の講習を受けるための負担金です。5行目の放課後児童クラブ運営費補助金は、令和7年度より送迎を行う学童クラブ1団体に対し53万6,000円の支援を新たに行います。下から2行目の私立保育所等副食費支援事業費補助金は、食材費の高騰などにより上昇する副食費の経済的負担から子育て世帯を支援するため、私立認可保育所および認定こども園に対し、1カ月当たり100円を在籍児童数に乗じた額を助成するものです。財源は令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたします。19節扶助費の1行目、児童手当は令和6年10月より拡充されたことに伴い、昨年度より1億8,634万円を増額しております。2目18節負担金、補助及び交付金は、障害児保育事業補助金から次のページのあやめ幼稚園運営費補助金(2・3号)までが保育園、認定こども園、新制度に移行した幼稚園に対する運営補助金です。一番下の行の学ぶ保育士等応援事業補助金は県の事業で、幼児教育保育の資質向上および離職防止を図るため、園内研修等を実施する施設の保育士等に研修受講を要件とし、年間2万円の手当を支給する事業です。町内10園、208名分を計上しています。106ページから109ページにかけての4目児童館費です。昨年度との変更点のみご説明いたします。10節需用費の修繕料は、一般の修繕費47万円に加え、長与南児童館の小便器センサーの修繕に9万9,000円、長与児童館の自動ドアセンサーの修繕に33万円を計上しております。14節工事請負費の児童館施設整備工事費は、上長与児童館の1階トイレの洋式化、長与北児童館の男子トイレの洋式化、長与児童館の共用部天井照明のLED取替工事を行います。次に108、109ページをお開きください。12節委託料の一番下の行の設計監理委託料は、高田児童館の外壁改修および屋根防水改修工事設計業務を予定しております。その他につきましては例年並みの計上となっております。114、115ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費です。2節給料のうち2,347万円、3節職員手当等、扶養手当から児童手当までのうち1,422万9,000円、4節共済費の共済組合負担金のうち713万6,000円が所管分です。母子保健係6名分の人件費になります。次に116、117ページをお開きください。4款1項2目感染症予防費です。8節、普通旅費のうち3,000円、研修旅費のうち9,000円、10節、消耗品費のうち1万4,000円、印刷製本費のうち31万5,000円、11節の通信運搬費のうち3万円、12節、予防接種委託料のうちの1億1,981万8,000円、19節の予防接種助成費のうち194万6,000円までが所管です。予防接種委託料につきましては、子宮頸

がんワクチンキャッチアップ対象者に対する接種期間の延長、およびインフルエンザワクチンの予防接種についても乳幼児については全額、小学生から中学生までは自己負担1回当たり1,200円とし、一部新たに助成を行います。その他につきましては例年並みの計上となっております。次に3目母子衛生費は全てこども政策課所管となります。令和7年度は新たに1カ月児健診と5歳児健診を導入し、出産から就学前まで切れ目のない健康診査を行うことで、心身の健康状態の確認に努め、相談や保健指導を通して必要な支援につなげてまいります。それでは変更点のみご説明いたします。118、119ページをお開きください。11節役務費の2行目、計量器検査手数料は母子事業や訪問時に使用する体重計を2年に一度検査を行います。4行目の振込手数料は妊婦のための支援給付金の振込手数料です。12節委託料の健康診査委託料の減額は、出生数を昨年度の320人から270人としたことが減額の大きな理由となります。2行目の産後ケア委託料は、産後ケアのデイケアをこれまでの2回から5回へ拡充いたします。18節負担金、補助及び交付金の2行目、出産・子育て応援給付金は、経過措置として令和7年3月31日までに出産した方が対象となり、4月1日以降に出産した方については3行目の妊婦のための支援給付金を給付することになります。この妊婦のための支援給付金は、妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、妊婦等の身体的、精神的ケアおよび経済的支援を実施するものです。給付金の額は、出産・子育て応援給付金と同額になります。4行目の産婦健康診査事務委託負担金は、新たに事務を委託する長崎県市町村福祉振興協議会のシステム改修費に対する負担金です。19節扶助費につきましては、1行目の妊産婦乳児栄養強化援助費から3行目の新生児聴覚検査扶助費につきましては、実績に合わせて昨年度より減額しています。次に120、121ページをお開きください。19節扶助費の1行目、養育医療費につきましては実績に合わせて昨年度より増額しております。3行目の健康診査扶助費につきましては、新たに1カ月児健康診査を行うため増額計上しております。その他につきましては例年並みの計上となっております。180、181ページをお開きください。10款4項1目幼稚園教育振興費はこども政策課所管です。例年どおりの計上をしております。

次に、令和7年度の主要な施策に関する説明書の13、14ページをお開きください。こども政策課の主要な施策としまして、4項目を掲載させていただいております。後ほどご参照ください。次に24ページに特別職・非常勤職員報酬の人数と予算額を計上しております。次の31、32ページをお開きください。こども政策課の補助金・負担金一覧を、次に42ページにつきましては、長期継続契約予定分を掲載しております。以上がこども政策課所管分でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。歳入の方から入ります。まず、12、13ページ、ここから始めたいと思います。中段辺りです。ここは拡充ということで説明がありました。では、次が16、17ページ、これも下段の方の社会福祉費負

担金、ここがこども政策課分があります。よろしいですか。では、次のページ18、19ページ、上段、ここ数カ所ありますね、上段含め。よろしいでしょうか。戻っても構いませんので、20、21ページに入ります。これは下段の方の児童福祉費委託金ですね。これがこども政策課です。よろしいですか。では22、23ページ、上段と下段と。堤委員。

○委員（堤理志委員）

23ページの社会福祉費補助金で、福祉医療費補助金の高校生分ということで、これは県の方で長崎県内の高校生まで福祉医療費の無償化をやったと思うんですけども、その時に当面償還払い方式だけけれども、市町としては今後はぜひ現物給付をというような多分考えじゃなかったのかなと思うんですが、その辺りの交渉の状況というのはどのような状況なのか、見通しというか、交渉の中で何か情報等はあるでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

令和6年度につきましてもずっと県の方と償還払いから現物給付に変更ということで各市町も併せて要望はしているところですけども、現状といたしましては今のところはまだ償還払いでというふうに県の方からは伺っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。今24、25ページですね。学ぶ保育士のところと数カ所あります。よろしいですか。戻っても構いません。次行きます。30、31ページ、これは2企業からの寄附金ということで説明がありましたね、上段の方です。よろしいですか。それでは雑入に入ります。34、35ページ、質疑はありませんか。では次のページ、36、37ページ、ここは放課後児童クラブと訪問支援、その辺りです。歳入は以上です。歳入全般で質疑はありませんか。よろしいですか。では歳出の方に入ります。86、87ページ、この下段の方にこども政策課分が入ってます。いいですか。戻っても構いません。88、89ページ。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

この一番上の児童虐待防止専門員報酬、昨年も審議があったと思いますが、これは何名いらっしゃるんですか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

1名を予定しております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

昨年も今年もこういうふうになんと組み立てているようですが、件数というか、実績っていうのをお知らせください。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

こちら要対協の方で把握している件数の実績を申し上げます。今年の令和6年4月から12月末現在ですけれども、要対協の方で把握している児童数が225件になります。そのうち要保護世帯といいますか、要保護児童数に関しましては27件、それから虐待のリスクがそこまで緊急性は高くないですけれども要支援児童ということでうちの方で経過を追っているケースが178件、それから特定妊婦といまして妊娠期間中に生活困窮やDV等のリスクがあって出産まで経過を追っているケースが1件、その他地域の見守りの方をお願いしているケースが19件ございます。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

1人の方でこのような件数を追うというのはなかなか大変だと思うんですが、この1人の方とそういう案件があった場合の連携というのはどういうふうになされてるんですか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

まず虐待に関しましては、こども政策課内の方にこども家庭センターを設置しております。こども政策課には子育て支援係と母子保健係の2つの係がございます、主に母子保健係の方に専門職を配置しております、そこで児童虐待と母子保健のそれぞれの機能を併せ持って業務を行っております。児童虐待防止専門員につきましては、児童福祉の方を専任で担当していただいているんですけれども、こども政策課のこども家庭センターには課長の方が家庭センター長を任務しております、それ以外に統括支援員ですとか、それから母子保健の係の方で係長ですとか児童虐待に関する職員を兼任という形で4、5名ほどその日に合わせて従事をするという形で対応しております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

この児童虐待防止専門員ということですから、その防止ができた件数っていうのはどれをもって防止できましたっていうふうにな確認できますか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

過去の実績に遡りますけれども、長与町の方で児童虐待の要保護の件数ですね、要保護というのが一時保護ですとか、警察に児童身柄付き通告があったりとか、もう本当に緊急を要する案件なんですけれども、令和4年度が児童要保護対応が38件ございました。そして令和5年度には28件ありました。今現在27件っていうことで昨年と変わらずっていう件数にはなりますけれども、この件数が令和4年から5年度にかけて少し減少をしているんですけれども、そこに関しましてはそういった虐待の警察に泣き声通告ですとか、一時保護になる前に関係機関、主に学校や保育園等からの相談を受けまして、虐待防止専門員とともに園を訪問しまして、その家庭の状況をお聞きして相談につなげていただくというふうな、早期介入、早期支援っていうものの効果は一定出ているかというふうに認識しております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

恐らく継続的に引き続き見守っていくということですが、客観的に見ると大変な仕事で、1人の方の負担というのはあるんですが、これは増員というお考えはありませんか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

児童虐待防止専門員としては1人っていうことで、確かに虐待防止っていうところではいろんなケースに当たりますので、1人の方にご負担ということで考えられるかもしれませんが、1人で対応していただくことはもうほとんどなくて、職員等も一緒に訪問等を行ってということで、できるだけ本人の負担軽減というのを図ってまいりたいとは考えておりますので、今後この専門員を増員するところっていうことは今のところ考えておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じく児童虐待専門員報酬のところでお伺いしたいんですが、これは主要な施策の中でも児童虐待の恐れがある子どもに対しての対策というのは載っているんですが、まず1点ちょっとお伺いしたいのが、先ほど要保護っていうのは状況が分かりました。言ってみれば赤信号の状態かなと。で、要支援っていうのが178件ということで、要保護よりも相当数、5倍とかかなりあるので、これって具体的にはいろいろ情報の保護をしないといけないので言えないかとは思いますが、我々が認識する上でどういう状況をそういう要支援に当たるのかを教えてくださいたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

要支援家庭ですけれども、まず要保護の方が一番緊急リスクが高いということになるんですが、その要保護の方が1回、自宅に例えば一時保護から在宅に戻られたりとか、虐待についての厳しい指導、助言を行った後、保護者の方も一定反省の色を見せたとか、そういうことで要保護児童を要支援児童ということで1つランクを下げまして、やはり引き続き半年、1年、その状況の見守りは必要ということで、要保護に上がったお子さんに関しましては一定見守りを所属機関ですとか、あと町の方でも1年、2年、心配がなくなる程度までは追うというのを一定決めさせていただいております。それから要支援の基準ですけれども、やはり一番多いのは関係機関ですね、学校とか保育園、幼稚園の方からまず養育環境がとても気になるということでも上がってるケースは多いです。まずは保護者の生活状況ですね、持ち物がそろわないとか、なかなか支払いが滞っているとか、経済困窮があるとか、保護者に疾病があつてなかなかそういったことでコミュニケーションが取りづらいとか、保護者の問題過程があるっていうところでの要支援、それと子ども自体がなかなか成長発達に関しましての相談があつて、そこには発達の兼ね合いが隠れていたりとか、そういったことがあつて不登園とか不登校になったりっていうことで、社会生活の場での生きづらさがあるというふうな子どもの問題も相談がございまして、そういった方々に関しましては要支援児童ということでうちの方で決めさせていただきまして、定期的に情報確認を行い、そして必要な場合にはこども政策課の方への相談をつないでいただきまして、面談や家庭訪問等を実施しているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

やはり気になるそういうお子さんのいる家庭のいろいろな複雑な状況があるというのはよく言われていることだと思うんですけども、全てではありませんが、一定の割合でやはり家庭の中でのいろんな状況の複雑な問題を抱えているケースが多いと思うんですよ。今度、その家庭のやっぱり状況を改善しないことにはなかなか問題解決につながらないと思うんですが、そういった今度こども政策から離れてそこが対応になるのか。そこをどう家庭の生活の向上や家庭の生活の安定というか、親の心の安定とか、そういったものにつなげていく連携というのはどのようにされるのか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

やはり問題をまず、課題に関しましてアセスメントをうちの方で行います。一番この

ご家庭に問題となっているものは何かというところで、例えば経済困窮であればこども政策課の方で対応、金銭的な制度のご紹介とか福祉事務所へのつなぎとか、そういったできる範囲のことをご説明をしながら、そういった家庭っていうのはその制度のことがよく分からなかったり、手続きのやり方が分からなかったりっていうところのまだ入口の部分で困られてる方もいらっしゃると思いますので、こども政策課の職員と一緒にそういった手続きを促しながら申請に結びつくっていうことが一つございます。それから保護者の疾患に関しましては、やはりなかなかひきこもっておられたりとか、そういう相談自体がもう疎ましいというか、拒否っていうところで、そういったことが多いです。学校の先生や園の先生方もなかなか、在籍はされてますけど面談に応じてくれないとか、そういったところもあられるかなと思います。ですので、また違った視点でこども家庭センターの職員が介入を行いながら、まず保護者の困り感等を伺いながら、少しでも寄り添って、私たちも最初から指導という形で入らずに、まずは保護者やお子さんの困り感を聞きながら、相談を受けながら、道を切り開くためにこういう所に相談してみませんかというところで、いろんな社会資源の方を紹介させてもらったりとかいうことをさせていただきます。一つ思うのはやはり、行ってねって、相談に行かんねって言うてもなかなかそういう所に行けないからこそ今そういう状況っていうのがあるので、やはりこちらの方と一緒にやるよっていうことであると、支援につながっていくっていうことは結構多く見られています。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

現場では大変なご苦勞があつてるんだなということがよく分かります。なかなか難しい問題だろうとは思いますが、理解をいたしました。それと同じ件なんですけれども、主要な施策でそうした児童虐待に対する政策の部分で、その予算を157万9,000円の増額、増プラスですよ。これはもう当然虐待に対応するための増だというのは分かるんですが、具体的に金額を増やすこと、何にそれが必要になる、何かこう今聞いてると人的な対応というのが主なのかなと思うんですが、やっぱり金額的にもやはり増やすちょっと理由をお聞かせいただければなと思います。

○委員長（金子恵委員）

濱崎係長。

○係長（濱崎美雪君）

主要な施策の増額というものが、地域こどもの生活支援強化事業のことだと思われま。そちらの補助金につきましては、令和6年度まで、そちらの方は支援対象児童等見守り強化児童の補助金として、対象として実施をしておりました。こちらの方が体験型のところの部分を令和7年度からすみ分けをしまして、見守り強化支援事業としましては、食材、物資の配布を通してながら家庭状況の把握を行う。地域こどもの生活支援強化

事業補助金につきましては、体験学習を通して子どもたちの生きていくための体験、どうしても家庭でできない食事だったり、調理だったり、人とのコミュニケーションだったりってところがどうしても難しいご家庭が多いですので、そちらの部分ですみ分けをさせていただいて補助金ということで計上させていただいております。なので増額という形ではしておりません。事業組み替えという形になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今ちょうどお話が出たのでちょっと伺おうと思ってたんですが、3款1項1目18節ですね、91ページになりますけど、今のおっしゃられた地域こどもの生活支援強化事業補助金、これはちょっと調べましたら、こども家庭庁の支援局という所が新しく始めた事業なのかなと思ってたんですが、今のご説明ですともともとあった事業を食材とかの支援、見守りの方と体験の方に分けた、その体験の方だけということですかね。こども家庭庁のを見るとこの地域こどもの生活支援強化事業っていう事業名ですと、もうそこにいわゆる子ども食堂みたいな食事の支援とそういった体験と両方がこの事業に入ってるように思ったんですけども、本町でいうとこの地域こどもの生活支援強化事業っていうのが、もう一度ちょっと具体的に伺いましょうか。あと1団体補助と言ってたのは社協なんですかね。ちょっとそこもお願いします。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

まず支援対象見守り強化事業におきましては、令和6年度も事業補助金を1カ所ですね、今現時点は2事業所の方に補助を出しております。その内容といたしましては自治体の方で決めさせていただくんですが、先ほど申しましたように、物資支援、食材の配布ですね、それは訪問にて行うものになります。それが1つ目ですね。訪問によって子どもさんの安否確認を行いながら、食材や物資を届けるっていうのが1つございます。それから訪問型ではなくて、出てきていただくっていう集まりの場に出てきていただいた時には体験を行うっていうところになります。その2本立てで今現在支援対象見守り強化事業の補助金の中で活動をさせていただいております。そこが7年度に関しましては2つの補助金に分かれていくっていう形になるんですけども、支援対象見守り強化事業補助金に関しましては、訪問型アウトリーチによっての食材配布や物資支援っていうの補助をみますっていうことで国が打ち出してますので、その部分はすみ分け、継続をして補助を出していく予定にしております。それから体験型ということに関しましては、今回地域こどもの生活支援強化事業ということで新しく国が設定してるんですけども、ここに関しては虐待のリスクに関しまして以外にも多様かつ複雑な複合的

な困難を抱える子どもたちということなので、例えばやはり不登校であったりとかひきこもりであったりとか、それからなかなか生活困窮があつて塾登校、いろんな社会の参加の場が通えないようなお子さんたちにも少し広げて、この事業の補助金を出していくような設計になっておりますので、うちとしてもこの事業を活用して今まで1団体は体験事業を1つされてたんですけど、もう少し幅を広げて、次年度ですね、ひきこもりのお子さんとか不登校でなかなか社会参加に行きづらいお子さんに対しての体験を実際やりたいというふうな声もありましたので、1つの事業所の方に補助をする予定にしております。長与町の社会福祉協議会になります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

大まかにといひましようか、見守りの方は訪問、で新たなこどもの生活支援強化は来てもらつて体験というところは分かりました。それを踏まえて、こども家庭庁の地域こどもの生活支援強化事業実施要綱というのの中から当然これに沿つて行われると思うので伺いたいんですが、まず実施主体つていうのの中に都道府県が適切と認める民間団体に補助するというようなことでしたけど、社協に行つていただくというのは、長崎県が長与町の場合は社協にこの事業をやつてもらつて、長与町でこの事業が委託できるのが社協だけというような県が何か指定されてるのか、それともそうではないのか、ちょっとまずそこを伺います。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

この地域こどもの生活支援事業強化事業に関しましては、県も実施主体であり、市町村も実施主体になれるということになってますので、長与町の方では要請があつた事業所の方に内容をお聞きして、補助の決定をお出しするつていう形になります。ですので、うちの方で例えば長与社協でしか補助を出せないというふうな縛りはございません。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

繰り返しますが、そうすると今回は社協ですが、他の団体でこの事業をやりたいというところが民間の何かしらの団体が出てきた場合、当然審査というか、するんですけども、できると思われればそこにも補助することは今後あり得るということですか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

はい、あり得ます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先ほど来てもらって体験してもらおうということでしたけど、こども家庭庁のを見ると、どっちかっていうと主眼が子どもの食事支援みたいな、子ども食堂とかを支援するような前提でできてるのかなと思ったものですから、これは社協の方で子ども食堂的な事業も行われるのか、それともさっきおっしゃった学習とか遊びとかですかね、そういう体験をしてもらおうようなものなのか、この辺りはもうどういうことを具体的にされるかかっていうのは分かってるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

そうですね、現在も体験事業を実施していただけてますけれども、やはり内容といたしましては必ず調理実習、そして食事の提供と午後からは体験、主にレクレーションですとか人との関わりをっていうことで実施をしていただけてまして、次年度も引き続きそういった必ず食事の提供と体験ということとセットで企画をしていただいております。それに加えて、ちょっと学習支援等も今後盛り込んでいくってところになるかと思えます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

最初にこの事業の概要というか確認したところでは、そういう子ども食堂みたいのをやってる団体を補助するのかなと思ったんですが、今伺った話ではちょっとニュアンスが違っていてということで、内容は理解したんですが、そうするとちょっとその子ども食堂みたいのをやってる団体がうちもこれで補助してほしいと言ったら、補助できるとなった、補助できるとかそういう団体がいた場合には、この事業の対象がもう完全にひとり親家庭や低所得世帯の子どもなど多様かつ複合的な困難を抱える子ども等を対象とすると限定されてますよね。なので例えばどんな子どもでも来れるような子ども食堂は、当然この事業では補助対象外だと思ったもんですから確認したかったんですが、ただ今伺ったところではそういう、つまり誰でも来れるような場所ではなくて、対象に当てはまる児童にだけこういうことを社協がやっていますよって案内をするという形で考えてよろしいんですか。それに当てはまらない子どもは参加しないような仕組みになっているということでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

はい、そうです。対象者は要対協の方である程度要支援家庭とか要保護家庭ということで把握をさせていただいた方々に対してご紹介をしたり、社協の方で見つけてっていうことになります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。この要綱を見るとですね、補助先の経常的な経費は補助対象にならない。事業を実施するために直接必要な経費とし、ごめんなさい、これは行政職員か。失礼しました。ちょっと今のは勘違いです。取り消しますが、ちょっと、この要綱に食事の提供を行う場合にあっては、食中毒予防、食物アレルギー等に配慮することであるんですが、この辺は例えば飲食店であれば保健所の許可、そもそも営業する時点で許可、設備等を取ったり、食品衛生責任者とかって要ると思うんですが、この社協が食事を提供を、調理実習も含めてやる場合、何らかそういう資格とかですよ、設備とか、規定みたいのはあるのでしょうか。つまりこの食中毒予防とかどうやって図るのかっていうところを伺いたい。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

そのちょっと決まりに関しては、すみません、お答えはできないかとは思いますが、まず利用者に必ずアレルギーの有無のもちろん調査はしております。それから、実習の方は社協の職員で対応されるんですが、その中には職員の中に栄養士の資格をお持ちの方ですとか、調理専門の方っていうことで雇っているというふう聞いておりますので、実際にそれで食中毒が起きたという報告はございませんけれども、ちょっとそこに関しては社協の勤青ホームの方での調理場っていうことで、その箇所だけでの実習になっておりますので、安全を期しては実習をしていただいているというふう聞いております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

私が見てるのは、こども家庭庁から各都道府県等へのいわゆる助言というか、という形で来てる助言通知なので、あくまで努力義務のようなところではあるかと思うんですが、一応書いてあるものですから、食材の確保については地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得るように努めることとあるんですけど、これは実施されてるんですかね、社協は。

○委員長（金子恵委員）

濱崎係長。

○係長（濱崎美雪君）

社協の方で今も町内の業者から余った食材とかフードバンクっていう形で頂いた食材を活用していると報告いただいています。

○委員長（金子恵委員）

いいですか。他にありませんか。よろしいですか。今、89ページまで行きました。それでは次のページ、90、91ページ、ここは補助金ですね。戻っても構いません。次の92、93ページ、こちらにも数カ所あります。質疑はありませんか。では、94、95ページ、ここはひばり学級分などですね。それでは次98、99ページ、児童福祉総務費、ここは全てこども政策課の所管です。よろしいですか。100、101ページ。下町委員。

○委員（下町純子委員）

私立保育所等副食費支援事業補助金というのがあるんですけども、これは今年からですか。単年度予算なのか、これから先もずっと補助があるのかどうか、それをお聞きしたいです。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

これは令和6年度も補正予算の方で対応させていただいて、交付金を使って対応させていただいておりました。令和7年度につきましても、引き続き物価高騰等がございますので、今年7年度も補助をしたいと考えておりますが、毎年単年度で状況確認をしながら行っていきたいと思っておりますので、今現在としましては7年度までっていうふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

101ページのこども計画策定業務委託料で、こども計画を策定する努力義務が課せられ、本町もそれに応じてやっていく。その中で子どもの意見を聞くというのが必要になってくるということですが、具体的にどういう形で子どもの意見を聞くというのをやろうかなというふうに考えているのかですね。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

まず子ども・若者計画の対象者は、0歳からまたおおよそ30歳未満の方になります。アンケートの方を小学生、中学生、高校生世代の方に実施しようと考えております。それから子どもの意見徴収としまして、中学生を対象にワークショップもしくはグループ

インタビューを行うというふうに今計画しております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

中学生から意見を徴収するというのですが、例えばどっかにその地域に偏りなく聞く必要があるのかなという気がするんですが、町内でそういう幅広くというか、満遍なくやるのか。いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

今のところは中学生を対象としたグループワークを考えていますということだけで、ちょっと1カ所特定をしようとか、3カ所中学校ございますので、ある程度地域性もありますので満遍なく集めたいなというふうには考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

それで今子どもの権利条約なんかもあって、子どもをもう1つの人格として尊重するというような、今国際的にもそういう流れになっていると思うんですが、子どもから意見を帳面消しのような形で聞いたよというだけにせずに、やはり一つの人格として、出された意見というのはやっぱりきちっと反映、極力ですよ、できるものでできないものはあるけれども極力反映させるというそういう姿勢でやっていく必要があると思うんですが、その辺りの考え方というのをどう考えているかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

子どもたちのもちろん意見を踏まえまして、子どもの政策、長与町として今後の政策にどのように取り組むってところの還元もですね、お返しもしていきたいというふうに考えております。意見を聞くばかりではなくて、そちらも一部の意見でしかもちろんございませんので、この計画に関しましては、子ども・子育て会議という子どもの政策に関しての協議を行う会議の方で、当事者の保護者等も参加をされます。子どもの意見を聞きながら、また全体の方に意見を反映しながら広げながらですね、町としてこのような考えで政策を行うというふうな指針も、次年度またお返しをしていきたいというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

これは次年度までにまたがったことでやっていくということですね。この計画そのものを策定する中で、こういう意見が出て、こういうふうに対応したというようなことをやっぱり公表っていうのは必要じゃないかと思うんですが、公表する考えはあるのか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

計画が出来上がりましたら当然パブリックコメント等も行いますので、その中でご紹介したりとか、またパブコメの方でご意見いただいた部分につきましても再度検討いたしまして、お返ししたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

同じところのその上の放課後児童クラブ運営費補助ですね、53万円ということで、その対象施設っていう数は幾らぐらいですか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

送迎をしていただける学童が1カ所です。それに補助しようと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では、102、103ページ、こちらの同じく運営費の補助金がこども政策課です。それと次が、106、107ページ、児童館費、こちらもこども政策課の所管になってます。質疑はありませんか。この4目は次のページの108、109ページ、中段まで続きます。いいですかね。それでは114、115ページ、保健衛生総務費です。ここにこども分があります。それでは次116、117ページ、感染症予防費、こちらと母子衛生費。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

116、117ページの4款1項2目感染症予防費の方で、こども政策課所管分が主要な施策の方で頂いてる1億2,213万5,000円で、子宮頸がんワクチンキャッチアップとインフルエンザ予防接種助成ということですが、この子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種分の予算は、このうちの幾らというのと、何人を見込んでの額なのかというのを伺いたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

委託料ですけれども、子宮頸がんの定期接種を570人で見込んでおります。9価です。この部分が約1,500万円見込んでます。それから子宮頸がん9価でキャッチアップの対象者を225人、約600万円で見込んでおります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

キャッチアップ接種が今年度末までに1回目を打てば無償ということですが、現在キャッチアップ対象者の何%ぐらい、これざっとでいいんですが、本町で接種されたかは分かりますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

これが令和6年10月末現在の接種率になりますが49%です。それから、令和7年1月末に1回でも打った方につきましては、50.48%となっております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。あとこの主要な施策の説明書を見ると、全額一般財源になってますけど、これは最終的には国費で交付される、キャッチアップとかは全額国費ですよ。ちょっとその財源は実際にはどうなるのか伺います。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

こちらの費用につきましては補助ではなく交付税措置となっておりますので、一般財源の方に掲載しております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

109ページですね、3款2項4目12節の一番下の設計監理委託料とありますが、これ児童館費で設計監理委託料っていうのはどういうものかっていうことを、446万7,000円と大きい金額なので、どういう監理委託料なのかを教えてください。

○委員長（金子恵委員）

馬場主査。

○主査（馬場俊輝君）

工事に入る際に図面っていうのが必要になってくるんですけども、その設計図を書いてもらう業務っていうのがこの設計監理業務委託料になります。

○委員長（金子恵委員）

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

設計ということで児童館が新しく、そうか改修か、すいません、屋根だったです。すいません、そこがちょっと記憶がうろ覚えで申し訳ないです。教えてください。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

今回の改修設計委託なんですけれども、場所としましては高田児童館の方を予定しております。こちらの方はもう築年数たっておりますので、外壁の工事、それから屋根の防水改修です。この分についての設計監理を委託しているものでございます。

○委員長（金子恵委員）

場内の時計で11時30分まで休憩します。

（休憩 11時14分～11時29分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

それでは引き続き、こども政策課の質疑を続けたいと思います。現在、108、109ページの設計監理委託料の質疑がありましたが、そのあと、116、117ページ、ここまで行っていたかと思います。戻っても構いません。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

117ページの予防接種委託料に関連してですかね、主要な施策に関する説明書で子育て世代の負担を軽減するためインフルエンザ予防接種を行う、未就学児へ無償化、小中学校は一部自己負担という、これは国の施策じゃなくて町独自の取り組みとしてやるんですよね。ちょっとそこをお聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

今回の予防接種のインフルエンザの方の予防接種の分につきましては、町の方で単独で行います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは118、119ページ、よろしいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

申し訳ないです。質疑ないと思ったんですが、ちょっとお聞かせいただきたいのが、小中学生の一部自己負担というのは、大体どのくらいを想定されていらっしゃるのか、幾らというか、金額ですね。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

小中学生の助成につきましては、1回当たり1,200円を予定しております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。今118、119ページまで行ってますね。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

産後ケアの委託料ということでお聞きします。これが2回が5回に今年度からするということで、産後ケアを5回にしないといけないような実際の状況がそういうふうなものなのか、産後うつっていうのがやはり問題となっているところに対応しての5回という回数になったのかということの理由を教えてください。

○委員（堤理志委員）

濱崎係長。

○係長（濱崎美雪君）

産後ケアの部分なんですけれども、令和6年度に2回にしてるんですけれども、国のまずもって補助の充実を図るということで、5回までが補助対象となっております。近隣市町におきましても5回補助というところになっておりますので、当町としましては産後のサービスの部分を充足したいと思っております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

金額的に350万円弱ということで、この算定根拠なんですけれども、1人掛ける5回と万が一となった場合に、およそ何人を想定しているのかということ。これ出生率も係ってくるのかなと思うんですが、その辺りの数字の根拠を教えてください。

○委員（堤理志委員）

濱崎係長。

○係長（濱崎美雪君）

ショートステイ、デイケアとそれぞれあるんですけれども、デイケアにつきましては課税世帯が250回、非課税世帯が10回で見込んでおります。ショートステイに関し

ましては、1泊2日、2泊3日と計算しておりまして、実績からすると1泊2日が多い状況ですので、1泊2日を非課税世帯を合わせて31回、2泊3日を11回で計上しております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

2泊3日、1泊2日、とにかく泊まりの分のこのショートが増えているということで、この事業というのが浸透したっていう、ここ何年前から始まって、浸透したということで、その成果がきちんと上がっているということで見えてよろしいということでしょうか。

○委員（堤理志委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

まず今年度実績ですけれども、約出生数が240から250名なんですね。この産後ケア事業を利用する方たちっていうのが、大体第1子の方とか第2子の方で産後うつとかある人ということで、実数的に50名ほどになります。ですので、より使いやすいものは産後ケアになるかと思います。それに関しまして産後ケアを大体50名の5回分ということで予算を組んでおります。それからショートステイに関しましては、やはり夜間の対応とか手技っていうところで延長して大体5日目退院なんですけれども、あと1日とか、あと2日延長して入院を希望されるっていうことがある時に、ショートステイを使うっていうことが多いかなと思います。産婦人科の方では生後2カ月までとか3カ月までとか、やはり早期でないとショートステイの利用が難しいというところになりますので、そうそう実数は伸びないかなというふうに思ってます。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは、次のページですね、120、121ページ、これは上段の方ですね、1歳児健診等を含むということで扶助費が上がってます。よろしいですか。それでは歳出の最後ですね、180、181ページ、幼稚園費です。いいですか。それでは歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

AEDを各児童館に配備してくれてありがたいと思ってます。これお金の使い方というか、リースですよ。何か今聞いたところによると、役場の他の課だったかな、リースよりも買い取りで機器自体も性能が良くなってるので、昔はリースでしたと、パットの劣化とかね、バッテリーとか、そういう部分があったんで。しかし今それが全部改

善されて、買い取りでも変わらないようになってると1回答弁を受けた課がありました。どこかは僕もう忘れましたが。買い取りとリースと費用の部分ってどのぐらいの差があるのかなと思って。それをどうしても買い取りにせろとかそういう質疑じゃございませんので、むしろ配備してくれたことに感謝しておりますので。ただ単純にそこをちょっともし分かるようであればお聞きしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

今回導入するに当たりまして、申し訳ありません、購入の方の検討は私たちの方では思っておりませんで、引き続きこれまでリースをしておりましたので、それをまた継続して機種を入れ替えようというふうな形での考えでございましたので、申し訳ありませんが、購入分との比較はしておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは途中出てきてましたけれども、主要な施策に関する説明書ということで、こちらの方も含めよろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上でこども政策課の審査を終了いたします。所管の皆さまは長時間お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

休憩を閉じて委員会を再開します。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時40分～13時09分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより住民環境課の審査の方に入っていきたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

改めまして皆さんこんにちは。よろしくお願ひいたします。それでは住民環境課所管分につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。歳入歳出ともに主なものについてご説明をさせていただきます。まず歳入でございます。説明書の12、13ページをお開き願ひします。下段になります。12款1項2目衛生費負担金2節清掃費負担金の長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金は、施設組合へ派遣をしております職員3名分の給与負担金収入でございます。続きまして16、17ページをお開き願ひします。2段目の13款2項1目総務手数料1節住民関係証明手数料は、窓口等で交付

いたします住民票や印鑑証明書など各種証明書の発行手数料でございます。2目衛生手数料1節清掃手数料は全て所管分で、ごみ収集手数料はごみ袋の販売代金および粗大ごみ個別収集手数料を計上、し尿収集手数料はくみ取り世帯および仮設トイレのし尿収集に係る手数料、一般廃棄物処理業等許可手数料は一般廃棄物の収集運搬の許可に係る手数料収入でございます。その下の2節滞納繰越分はし尿収集手数料の滞納繰越分、次の3節犬登録手数料は犬の登録および予防注射済票の交付手数料でございます。次のページをお願いいたします。2段目の14款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金は、1番目の個人番号カード交付事務費補助金、こちらはマイナンバーカード交付事務に係る経費に対する補助で補助率は100%でございます。次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、1,051万1,000円のうち638万2,000円が所管分で令和7年度から実施されます戸籍の振り仮名法制化に係る事務およびシステム改修等に係る補助で、こちらは上限付きの原則100%補助となっております。続きまして3目衛生費国庫補助金2節清掃費補助金は、合併浄化槽設置に対する3分の1の国庫補助でございます。次のページをお願いいたします。下段の14款3項1目総務費委託金2節戸籍住民基本台帳費委託金は、中長期在留者住居地届出等に係る事務委託金でございます。24、25ページをお開き願います。15款2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金の1番目、浄化槽設置整備補助金は合併浄化槽設置に対する3分の1の県補助、5つ下に行きまして、長崎県地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金は、太陽光発電設備等の設置助成事業に対する県補助金で補助率は100%でございます。次の2節清掃費補助金は、大村湾一斉清掃や海岸漂着物発生抑制に係る活動に対する補助金で、こちらは事業費に対して70%の補助となっております。次のページに移ります。2段目の15款3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金は、人口動態に関する調査事務委託金とパスポートの申請交付に関する市町村権限移譲等交付金でございます。下から3番目の3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金は、墓地と公害に係る権限移譲等交付金を存目計上しております。次のページに移ります。中段の16款1項2目利子及び配当金1節利子及び配当金は、下から3番目の収入印紙購買基金運用収入が所管分で、存目計上いたしております。続きまして34、35ページをお開き願います。2段目の20款5項3目雑入1節雑入でございますが、下から8番目になります資源売払収入は段ボールなどの紙類およびアルミ缶などの金属類の売払収入、次のページに移りまして、上から2番目になります広告掲載料のうち80万円が所管分でごみ収集カレンダーへの広告掲載料収入、中ほどになりますけれども、使用済小型電子機器等引渡し収入はスマートフォンや携帯ゲーム機など小型電子機器の売払収入で存目計上、2つ下のトイレトーパー売払収入はリサイクルトイレトーパーふわあっち！の売払収入で存目計上、一番下になります収入印紙売りさばき手数料はパスポート用の収入印紙の売りさばき手数料でございます。以上が歳入でございます。

続きまして歳出に移らせていただきます。76、77ページをお開き願います。2

款3項1目戸籍住民基本台帳費は全て所管分でございます。1節報酬から4節共済費までは住民係職員ならびに会計年度任用職員の人件費でございます。7節報償費は、マイナンバーカードの申請や受取手続においてサポートいただいた方に対する謝礼でございます。11節役務費につきましては、戸籍の振り仮名法制化に伴う確認通知、パスポート申請書類およびマイナンバーカード交付事務に係る郵送料、コンビニ交付における証明書発行委託手数料でございます。12節委託料は、各種機器類の保守委託、それと戸籍の振り仮名法制化に伴う振り仮名確認通知書の作成および受け付け、問い合わせ等の支援業務委託でございます。次のページをお開き願います。17節備品購入費は、パスポート交付の際に使用する端末機器の購入、およびマイナンバーカード申請サポートの際に使用するタブレットの購入費用でございます。18節負担金、補助及び交付金は、コンビニ交付事業の運営に係る負担金などでございます。続きまして120、121ページをお開き願います。4款1項5目環境衛生費は全て所管分でございます。1節報酬は、環境保全や公害などについて審議いただいております環境審議会委員9名分の報酬でございます。11節役務費は、環境交通騒音測定時に使用しております測定機器類の検定料で、5年に1度検定を受けることとなっており、令和7年度が検定の年となっていることから計上するものでございます。次のページに移ります。12節委託料につきましては、一番上の水質調査委託料は大村湾と河川の水質調査委託で湾内7カ所を年6回、河川については18カ所を年3回、遊泳場3カ所を年1回実施をいたしております。その下のコンポスト跡地調査等業務委託料は、水質やガスなどのモニタリング調査を行っているものでございます。18節負担金、補助及び交付金は、各種協議会等の負担金ならびに長崎市営火葬場維持管理負担金でございます。火葬場負担金につきましては、長崎市もみじ谷葬斎場の使用に際し、長崎市に対して長与町分の火葬件数の比率に応じて負担をするものでございます。次に6目狂犬病予防費も全て所管分で、狂犬病予防注射や犬の登録などに係る経費でございます。このうち17節備品購入費につきましては、迷い犬を捕獲する際に使用する用具の購入費用でございます。次の7目地球温暖化対策費も全て所管分でございます。12節委託料の算定業務委託料は温室効果ガス排出量の算定調査分析業務委託、18節負担金、補助及び交付金のうち、省エネルギー型家庭用電化製品購入事業補助金は令和5年度に実施をいたしました同事業について令和7年度においても実施をするものでございます。その下の脱炭素化重点対策加速化事業補助金は今年度に引き続き太陽光発電設備等の設置に対する補助事業でございます。次のページに移ります。4款2項1目清掃総務費も全て所管分でございます。1節報酬から4節共済費までは、環境係職員ならびに育休代替会計年度任用職員の人件費でございます。7節報償費の資源ごみ回収報奨金は、子ども会や自治会などが集めた紙類、ビン類などの資源ごみ回収報奨金、環境サポーター謝礼につきましては本町の環境保全や廃棄物対策に関する事業に活動いただいております環境サポーターに対する謝礼でございます。12節委託料は、例年実施をしております町民一斉清掃、精霊流し、大村湾沿岸一斉清

掃時の収集運搬処理に係る委託料と、次のページに移りまして、きれいな町づくり事業委託料につきましては、常設倉庫の資源回収ゴミステーションボックスの補修などの委託業務でございます。続きまして2目ごみ処理費はこちらも全て所管分でございます。1節報酬から4節共済費までは、直営班として高齢者等ごみ出し支援や粗大ごみ回収などに従事しております会計年度任用職員の人件費でございます。12節委託料でございますが、ごみ収集委託料は、可燃、不燃などの各種ごみおよびビン、缶、紙類等の資源ごみの収集運搬に係る業務委託、ごみ収集手数料徴収業務委託料はごみ袋の店舗販売に対する委託手数料、ごみ袋作成業務委託料は町指定ごみ袋の作成業務委託でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、各種講習会時の負担金、生ごみ処理機の購入に対する補助金、自治会の資源ごみ拠点回収に対する助成金、そして長与・時津環境施設組合運営費の長与町負担分でございます。このうち長与・時津環境施設組合負担金につきましては、ごみ搬入量の減少見込みによりまして前年度比3,003万円の減額となっております。続きまして3目し尿処理費でございますが、こちらも全て所管分でございます。このうち次のページになりますけれども、12節委託料につきましては、し尿収集委託料はし尿の収集運搬に係る業務委託、し尿処理委託料につきましては長与浄化センター内にありますし尿投入施設への処理委託、し尿投入施設運転管理業務委託料はし尿投入施設の運転管理業務委託でございます。以上が歳出でございます。

続きまして主要な施策に関する説明書に移ります。説明書の13、14ページをお開き願います。住民環境課では4つの施策について掲載をさせていただいております。このうち一番上の省エネルギー型家庭用電化製品購入助成事業は、省エネ対象家電への買い換え費用に対する助成で、詳細なスケジュールや内容についてはまだ確定はしておりませんが、令和5年度に実施をいたしました事業とほぼ同じ内容で現在検討しているところでございます。次の脱炭素化重点対策加速化事業補助金は、令和6年度に引き続き実施をする事業で、助成内容も同じ内容を予定をいたしております。ごみ収集委託業務および長与・時津環境施設組合負担金につきましては、例年どおりの事業内容となっております。続きまして24ページをお開き願います。特別職・非常勤職員報酬一覧でございますが、中ほどにあります住民環境課分は環境審議会委員報酬について掲載をいたしております。次に30ページをお開き願います。こちらは補助金・負担金一覧でございます。2段目が住民環境課所管分となっております。次に41ページをお開き願います。長期継続契約予定一覧でございます。住民環境課所管分は上から10番目になります。し尿料金システムリースで、し尿収集手数料の調定、収納状況を管理するシステムのリース契約でございます。以上が住民環境課の令和7年度予算に関する内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、歳入の方から質疑をしていきたいと思っております。まず12、13ページから入っていきます。下段の方の施設組合の分ですね、ここが住民環境課分

です。質疑はありませんか。それでは16、17ページ、ここは証明手数料、手数料関係ですね、住民環境課分があります。よろしいですか。戻っても構いません。次に進めます。次18、19ページ、国庫補助金、一番上段ですね、個人番号カード交付、総務管理費補助金、ここが住民環境課の分が入ってます。で、一番下段の方、循環型社会形成推進交付金、ここも住民環境課です。いいですか。それでは次20、21ページ、こちらで質疑はありませんか。下段の方です。それでは24、25ページ、質疑はありませんか。いいですか。それでは26、27ページ、ここは委託金のところですね。下段の方が存目です。よろしいですか。それでは28、29ページ、ここは運用収入の存目分です。それでは雑入に入ります。34、35ページ、よろしいですか。下段の資源売払収入分。では次のページ36、37ページ、これも上から2つ目とあとトイレトペーパーなどがあります。小型の電子機器ですね。よろしいですか。歳入は以上です。歳入全般で質疑はありませんか。ではないようでしたら76、77ページ、歳出の方に入ります。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この戸籍住民基本台帳費ということですが、要するに1階の窓口のちょっと仕事のことでお伺いしたいんですが、情報政策課の方で書かない窓口っていうものを今後推進していくっていう話を聞いたんですが、システムは情報政策課だと思うんですが、実際現場というのはもう1階のまさに窓口が担当になると思うんですが、もうそういうお互いの連携というか、どういったものをどう扱うのかとかいうことももう協議がされているのか。それと、ちょっとそこの担当課でもちょっと聞きにくかったんですけども、もう少し具体的に例えばこちらの方で分かれば、その書かない窓口ってどういったものを想定するのかというのは、担当課になるのかな。ちょっと分かる範囲で教えていただけたら。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

窓口のDX化ということですが、書かない窓口というのも含めて、書かない窓口というのやり方もありますし、例えば行かない窓口とかですね、いろんなやり方があるんですけども、今現在極端に言いますとアナログ的なやり方ですね。いろんな用紙を書いてもらって、申請書を何枚も書いてとか、住所を何回書いて、名前何回書いてっていうような形に基本になってるんですけども、それをなるべく書く回数を減らしたりとかですね、そういったことで待ち時間を減少するとか、一つ当たりの窓口の効率化を図ると、お客さまの役場に対する滞在時間を短くすると、負担を軽減するというようなこともあって、それについて今現在、関係課で協議をしているところです。検討委員会というのを関係課の管理職で作っておりまして、そのところでももんでおるんで

すけれども、その下に実働で動いております職員を中心にワーキンググループというのを設置をしております。そこで、実際に先日も窓口の体験調査というのを行いまして、実際こういったところが削減できるんじゃないかとか、そういったものを今拾い上げてまとめている途中でございます。そういったのを集約しまして、まとめまして、それを基に長与町としてはどういった窓口の改革をしていった方が長与町に合うのかというようなことがまず1つですね。それとシステムの方としても、それをしていく上ではどういったシステムを入れた方が効率的に良いのかとか、そういったことを今現在関係課で協議を進めているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今協議中なのでまだ具体的なことっていうのはないと思うんですが、ちなみに大体何年後ぐらいを目標に設定してるとかいうものが、もし分かれば教えていただけないでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

今の予定は目標は8年度中の変更に向けて協議を進めているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

76、77の2款3項1目12節委託料、振り仮名通知の関連ですけれども、振り仮名を今後付けるということで内容はある程度分かるんですが、これは委託になってますけれども、もう何か本町のそういう何か住民関係のシステムを担ってる会社に随意契約みたいなものなのか、それともこの事業はこの事業で業務で入札等で委託するのか、委託先を教えてください。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まず77ページ、下段の12節委託料の下段に2つあるんですけれども、まず振り仮名通知書作成業務委託ですけれども、これはまず長与町に戸籍がある方ですね、この方々に全員に振り仮名の方をこれでいいですかというようなことの通知を送らせていただきます。その通知に対する、今のところはがきなんですけど、その作成委託という形の内容になります。これにつきましてはうちの戸籍のシステムを扱っている業者がおりますので、そこへの随意契約になるということで今考えております。それとその後

の振り仮名記載支援業務委託ですけれども、こちらにつきましては通知書に対する問い合わせ、また例えば振り仮名が違うんでっていう場合の届け出の受付業務、これを業者に委託をしようと考えておりますけど、これにつきましては今のところ一般競争入札で行おうということで考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

これは今おっしゃった戸籍のある町内の方全員に、要するにもう振り仮名を付けた、これで間違いはないですかっていう形で送るんですよね、書いてもらうんじゃなくて。もちろん、それで間違いがある方だけに返事をもらうということですかね。それとですね、例えばいつまでに返事をくださいみたいになって、これはもう要するに今年度だけの業務になるのでしょうか。それとも、例えば要するに返事がいつ来るか分かんないってなると、この先も一定幅が要るのかなと思うんですけど、もう締め切り等を決めて、7年度中に返事が来なかったらもう送った振り仮名でもう記載して、もうそれで終わりというか、もちろんその後個別に変えてくださいってのがあれば対応するんですけど、その通知とかに関する業務はもう7年度だけなんですか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まずスケジュールといたしまして、これが令和7年5月26日から発送ができるということになっておりまして、まだ長与町で詳しくいつに発送するというのは決定はしてないんですけども、5月26日以降に今の振り仮名というのがあくまでも便宜上の振り仮名といいますか、検索用での振り仮名があるんですけども、データとして、それを記載したもので送らせていただきます。で、それについて間違っていれば特に提出とか報告とかの必要はございません。これではないですっていう方については届け出が必要という形になっております。それで、じゃ、その届け出をしなかったらどうなるかとなると、それが1年間が申し出の期間になっておりまして、いわゆる8年5月26日までになるんですけども、それまでに届け出がなかったものについては振り仮名がそのまま戸籍の方に振り仮名として記載をされるということになります。ただ、その後にもし、いや振り仮名間違っていましたよということであった場合は、1回に限り修正ができるということになっておりますので、この委託料につきましては今回限りの委託料という形になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じく振り仮名の通知業務の委託料についてなんですが、ちょっと私のある立ち話の中で、名前、同じ字でも濁る方と濁らない方がいたり、同じ親戚関係の中でも、例えばナカシマとナカジマとかっていうのがあるとか、本人に確認するという事なんですが、こういうことがあるのか、ちょっと意地悪な質問かもしれないけども、本人がちょっと誤解してたり勘違いしたりして、実はうちの本家はナカジマなんだよ、でもナカシマと言ってるのか。何か全国的に何かそういうのありそうな、あり得なくもないかなと思うんです。そしたらその本人の勘違いが正になるのかなと。そんな何かそういう検討しているのではないのかどうか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

うちの方で持ってる振り仮名というのはあくまでも便宜上の検索用の振り仮名ということになりますので、もちろんそれは現在は確定してる振り仮名ではないので、今回それを確定させようということになりますので、それはいわゆる戸籍を長与町に本籍をお持ちの所に送りますので、もうその方が回答があればもうそれがそのまま戸籍に載るという形になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。今77ページまで来てます。次のページ78、79ページ、これも上段ですね。上段の方が住民環境課です。よろしいですか。戻っても構いません。次行きます。120、121ページ、下段の環境衛生費、ここからが住民環境課です。次の122、123、124、125ページ。まず122、123ページ、ここで質疑はいいですか。ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

狂犬病予防費の一番下のところで迷い犬の捕獲ということでありましたけれども、捕獲用のわなみたいな何かケージみたいなものを買うのか。そしてそういう迷い犬の問題が何かそういう必要性というのが生じているのか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

年に数件か十数件ほどですけれども、犬が逃げましたとか、犬がうろうろしてるとかというような通報を受けまして、その際職員が出向くんですけど、今のところ手袋ぐらいな感じで、結局中には捕まえるにも危ない、慣れていない犬とかがいるもんですから、それでそれを捕獲とかいうか、捕まえる時にですね、ゲージではなくて輪っかが付いた首に引っかける道具になるんですけども、その備品という形になります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そういった形で迷い犬を捕獲するのに使うということなんですが、これ犬じゃないんですけども、うちの近所近隣で迷いじゃなくてももう野良猫が子どもを出産してそしてそれがまたどんどん増えて近隣の家で自家の野菜を育ててる所にふん害が発生したりとか、度々地域の問題になってるんですが、こういったものが活用できないのかどうか。まあ、犬のために、迷い犬目的だとは思いますが、やっぱりそういう、例えば家の軒下に入り込んだのをちょっと捕獲とかそういったことは可能、考えられないのか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

野良猫の捕獲ということだと思うんですけども、町の方でできるのが、犬の捕獲は町の方でできるんですけども、野良猫の捕獲とか苦情対応については県の保健所が対応ということになっておりますので、町の方では基本的には捕まえに行ったりとかいうことができないようになっております。その通報についても保健所にさせていただくということになっておりますので、その対応については保健所の方の対応という形になります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

町としては直接は捕獲というのは難しいというのは分かりました。例えばですよ、そういった困っていらっしゃる方とか自治会等から貸与してもらえないかというような相談があった時なんかは、その辺りまではケースは検討されてないのか。いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

その用具自体が、言えば犬用にできてるものではあるんですけど、猫の捕獲にはあまりそぐわないとかそういった道具っていうふうに思っております。もしできるとしても、貸与するかどうかなんですけども、今のところ町の方としては貸与は考えてはおりません。やっぱり保健所が対応になりますので、そのご相談については保健所の方に、もしそういった道具があるようであれば貸与についても相談いただければと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

その下の地球温暖化対策の12節委託料の算定業務委託料ですが、恐らく二酸化炭素のことでしょうが、昨年137万1,000円ということで、二酸化炭素算定業務の実際の内容をもう1回教えてください。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まず今、長崎市、時津、長与の1市2町で、圏域の地球温暖化対策実行計画というのを作っております、それで2007年度比43%減やったのですかね、中期目標を掲げているんですけども、それに向けて今いろんな取り組みをしてる中で、毎年長与町内の二酸化炭素がどれだけ排出されてるのかというのを測定をする必要があります。どれだけ削減されてるのかというのを出すためにですね。その町内の二酸化炭素排出量を測定するのを専門業者に委託をするという内容であります。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

近隣市町で測定をし、その数字というのを今後どのようにしていくんですか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

これにつきましては、1市2町で構成をしております協議会がございます、有識者を入れたところですね。そちらの方で年次報告を、つい先日12月だったのですかね、にもさせていただいて、その結果については町のホームページでも公表をさせていただいているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

恐らくこの下の脱炭素化の話もつないでくると思うんですが、この1市2町の取り組みは向こうずっとやっていくということになるんですか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

国の目標というか削減目標もそうですけれども、今全国的に2050年度にCO2温室効果ガス排出量を実質ゼロにするということで取り組みをしているんですけども、その中で2030年度の中期目標を今掲げて実行計画ではその取り組みをしているところではございますけれども、なので、少なくとも2030年度までについてはロードマップというのを作成して、計画書の中でですね、それで取り組みを進めていくというこ

とにしておりますので、2030年度までは、まずこのような取り組みをいろんな今回上げてますけれども、委託料ですね、これをずっとしていくということではなくて、地球温暖化対策で削減をする取り組みをいろいろ考えてしていくと。削減量を見ながらどうしても削減量が例えば思わしくないとかいうことであれば、また別の対応、対策を考えないといけないかもしれませんけれども、基本的には削減目標ですね、2030年度の中期目標と最終的には2050年度ですけれども、それに向けては取り組みを進めていくということでは考えております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

私もそのことについて全て周知してるわけじゃありませんけど、町民がこの取り組みでいわゆる町が二酸化炭素、今の数値的なものをこうですよっていうのの周知というのはいろんな形でされてると思いますが、例えばどういう形で町民が今取り組みはCO2はこうだっていうことが分かるという、何か周知の内容っていうのは、私はちょっと不勉強で分かりませんが、よかったら教えてください。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

区域で作ってる計画書についてはホームページで公表しておりますので、その中に2030年度の中期目標に向けたロードマップというのも入っておりますので、その中でこういった取り組みをしていきますよっていうものを載せさせていただいておりますが、具体的なものについては我々が例えばごみの分別説明会であったりとかですね、いろんな機会を設けて、そういった中で周知をしていく必要があるということで考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

下町委員。

○委員（下町純子委員）

その下の方なんですけど、省エネルギー型家庭用電化製品購入事業補助金ですね。まず、家庭用電化製品というのはどういうのを指しているのかっていうのと、今までどのぐらいの件数が出ているのかなっていうのを教えてください。

○委員長（金子恵委員）

松本係長。

○係長（松本雄輔君）

まず対象となる電化製品につきましては、エアコンと冷蔵庫を考えております。そして令和5年度の実績につきましては2回に分けて実施をしまして、第1弾が161件、第2弾が128件、ちなみに第1弾が4月24日から6月29日までの受け付けをしております。第2弾につきましては翌年の1月10日から2月の28日までの受け付けをしております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じ18節の負担金のところの一番下の行ですね、脱炭素化重点対策加速化事業補助金なんですが、これは昨年の当初予算で1,740万円あったものが、今回の定例会の7号ですか補正で1,200万円強減額してますよね。つまり、あんまり利用がなかったのかなと思うんですが、それでも7年度は去年よりもかなり多い予算が組まれてるのは、何かこれから周知であったり、活用が増えていく見込みがあるのか、ちょっとその予算の理由を伺います。あと、ちょっと補正の時説明あったかもしれないんですけど、6年度の実際の省エネ住宅の設置とか、蓄電池とかですかね、どのぐらい利用があったのかちょっとその辺りをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まず令和6年度の実績についてお答えをさせていただきます。件数としましては21件の助成をさせていただいておまして、そのうち太陽光が21件になりまして、さらに蓄電池の設置までの分については18件ということになっております。この補助金につきましては、長与町の方が4年間ですね、令和6年度から令和9年度まで県を通じて国に補助金の申請をしておまして、その採択を受けまして4年間は実施をしていくというものになっております。この補助の補助金の内訳なんですけれども、実際6年度は申請がそれだけ満額は来なかったわけなんですけれども、ただ4年計画でしておるものですから、この補助金は4年間は続くということになります。額の内訳としましては、今のところはいわゆる省エネ住宅ですね、ZEHの住宅に対する補助が2件分で100万円、それでZEH+の住宅についてが6件分で、予算としては610万円となります。残りの1,598万1,000円は、太陽光と蓄電池の設置に対する補助ということで考えております。この中で太陽光と蓄電池の補助についてなんですけど、この分の額の決定方法というのが、県の方でも予算を持っておまして、国に対してですね、採択を受けておまして、この分がこの補助を希望する市町を募集しまして、長与町もそれに手を

挙げておまして、それを県の方が人口規模によって配分をしています。その長与町に配分があったのが今回は1,598万1,000円ということになりますので、それと先ほどの省エネ住宅の分を合わせて、今回の2,308万1,000円という内容になっております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。私も以前そういうZEHとかに補助金といいますかね、出した方がいいんじゃないかっていうのも一般質問でも申し上げたんで、この事業自体はいいと思うんですが、ただ実際6年度の実績が少なかったということもありますので、7年度は予算としてはさらに多いわけですから、やっぱり使ってもらうために住宅事業者だったり、新築を考えそうな、例えばそれこそこれから家を土地開発があった所で建てようとしているとことかに積極的にアピールしたらいいんじゃないかと思うんですが、何らか7年度より周知といいましょうか、そういうのをどう考えられてますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まず今年度ですね、件数が思うように伸びなかったものの原因の1つとしてですね、申請期間が短かったっていうのを1つちょっとうちの方では考えております。どうしても、国からの交付決定があって、県を通じての間接補助なのでまたさらにそれから県からの交付決定が来てからしか動けないというのが昨年度あったものですから、どうしても申請の頭が遅くなって、そしたら後ろが決まってるもんですから、期間が短いというのがありまして、ただ今回7年度につきましては、そのところがちょっと柔軟に設定されまして、4月に入ってから早い時期で動きができるということになっておりますので、昨年度に比べると約1カ月間ぐらいは早く始まって期間が長く取れるというのがありますので、今度は少しは伸びてくるんじゃないかなということもありますし、周知方法につきましても今回そういったことで原因が分かったので、それに対する対策は他にも何か考えていかないといけないんじゃないかなということは思っています。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと繰り返しで申し訳ないんですが、住宅メーカー、当然町内で建てる方でも業者は町外の使われたりもされる方もあろうかと思うんで、そういう所に売り込むというか、売り込むというのは変ですけど、こういうのありますよっていうのをお知らせしたり、どうですか、そういう検討はなされないんでしょうか。されてるのか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

令和6年度の開始当初はですね、当初というか開始する前なんですけども、結構な数の住宅メーカーからの問い合わせがありまして、このままだったら多分件数オーバーするんじゃないかなって思うぐらいあったものですから、それで待ってたところだったんですけど、実際詳しいものが発表されるのが結局交付決定が出てからしかできなかったもんですから、そしたらちょっとこれじゃなかなか期間的っていうようなことで、どうしても断念をされる場所が多かったという、それがあるので、今回は、今も問い合わせはもう数件というか結構来てる状況ではありますので、今度早くなるので、今回は何とかこの補助を活用していただけないかなということは思っています。併せて、住宅メーカーとかそういったところ辺りについても、ちょっと周知については今回は何らかはしていかないとけないかなということは思っています。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは次進みます。124、125ページ、清掃費です。ここで質疑はありませんか。では次のページ、126、127ページ、よろしいですか。では、128、129ページの上段までです。し尿料金システムリース料、ここまでが所管分です。歳出は以上です。歳出全般で質疑はありませんか。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで住民環境課の質疑を終了いたします。所管の皆さまお疲れさまでした。

14時10分まで休憩します。

（休憩 14時02分～14時09分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより福祉課の審査に入っていきたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

皆さまお疲れさまです。それでは福祉課所管につきまして説明書に沿ってご説明をさせていただきます。まず歳入でございます。説明書の12、13ページをお開きください。12款1項1目3節老人福祉費負担金のうち、老人福祉施設入所者費用徴収金、その下の高齢者生活福祉センター利用者負担金が所管分でございます。老人福祉施設入所者につきましては3名分、高齢者福祉センターにつきましては12名の入所者分となっております。次のページをお開きください。13款1項2目1節社会福祉使用料は、老人福祉センター「丸田荘」入浴施設の利用料でございます。次のページに参ります。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目障害者自立支援給付費負担金のうち4億5

72万円が所管分で、障害者福祉サービスなど障害者の自立支援給付費に係る2分の1の国庫負担分でございます。次のページをお開きください。14款2項1目3節地域活性化補助金のうち9,007万5,000円が所管分で、定額減税補足給付金不足額給付に対する補助でございます。次に2目1節社会福祉費補助金のうち1行目と2行目が所管分で、地域生活支援事業補助金につきましては障害者の生活支援事業に対する2分の1以内の国庫補助、生活困窮者就労準備支援事業等補助金は2分の1の国庫補助となっております。3節老人福祉費補助金のうち561万9,000円が所管分で、原爆被爆者対策の特別事業といたしまして窓口や電話などでの相談業務に対する10分の10の国庫補助でございます。次のページに参ります。一番下の行でございます。15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、次のページに参りまして22、23ページ、1行目の障害者自立支援給付費負担金のうち2億286万円が所管分で4分の1の県負担分となっております。そのページ下の方に参りまして、15款2項2目1節社会福祉費補助金のうち1行目から4行目までが所管分です。戦没者慰霊碑等維持管理費補助金と福祉医療費補助金（障害者）につきましては共に2分の1の補助、地域生活支援事業補助金は4分の1の補助、民生委員推薦会運営費補助金は民生委員児童委員の任期満了に伴いまして、一斉改正において実施される推薦会の運営費につきまして県の基準により補助がされるものでございます。次のページにまいります。25ページの上の方になります。3節老人福祉費補助金のうち在宅福祉事業費補助金は老人クラブの活動に対する補助金で、補助金基準額の3分の2の補助となっております。次のページをお開きください。15款3項2目1節社会福祉費委託金は全て所管分でございます。次のページにまいります。16款1項2目1節利子及び配当金の上から4行目、地域福祉ボランティア基金運用収入が所管分となっております。次のページに参ります。17款1項3目1節社会福祉費寄附金のうち1,000円が所管分となっております。存目での予算になります。次のページに参ります。32、33ページでございます。20款3項1目1節貸付金元利収入のうち、2行目災害援護資金貸付金元利回収金は、平成3年の台風災害への貸付金の回収分でございます。現在3名の方からの徴収を行っております。次のページに参ります。20款5項3目1節雑入のうち所管分を申し上げます。上から8行目の清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち7万2,000円、その2つ下各種施設電話使用料のうち1,000円、その6つ下の高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費返還金、5つ下に参りまして丸田荘利用料、次のページに参りまして、37ページの下から7つ目でございます。高額療養費（外来年間合算）支給に伴う福祉医療費返還金、その上になります。緊急通報システム事業利用者負担金が所管分でございます。次の2節臨時特別給付金返還金の所管分でございます。令和4年度に臨時特別給付金において、給付後に課税変更により非課税から課税に変わられた1世帯分でございます。毎月2,000円ずつの分を頂いているところでございます。以上が歳入でございます。

続きまして歳出のご説明をさせていただきます。86、87ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費でございます。1節報酬は上から3つ、民生委員児童委員推薦会、地域福祉ボランティア基金管理委員会および地域福祉計画推進委員会の委員報酬が所管分でございます。次のページに参りまして、2節給料、3節職員手当等、4節共済費のうち、1億360万7,000円が住民福祉部長および福祉課所管13名分の人件費でございます。7節報償費のうち2行目の原爆受難者の碑管理謝礼、あと8節旅費につきましては普通旅費のうち6万4,000円、費用弁償のうち6万4,000円、あと10節需用費につきましては消耗品費のうち3万5,000円、食糧費につきましては全額が所管分となっております。12節に参りまして、委託料は全て所管分で、1行目の地域福祉等推進特別支援事業委託料につきましては、自治会を中心に実施をしております福祉員による高齢者の見守り事業についての委託となっております。現在11地区活動いただいております、令和7年度に新規地区増を目標としてお願いをするものでございます。次の生活困窮者就労準備支援事業等委託料につきましては、住民相互の支え合いネットワークづくりやボランティア活動などの支援を通じて、住民参加による地域づくりを推進するための委託事業となっております。成年後見制度利用促進中核機関運營業務委託料につきましては社会福祉協議会と協働で実施をしているものでございまして、高齢者や障害者の権利擁護や成年後見制度の利用促進を中心となって推進するための委託事業をお願いしているものでございます。次のページに参ります。18節負担金、補助及び交付金では、所管分でないものが下から2行目と4行目、9行目の長与町福祉団体育成補助金のうちの10万円以外が所管分となっております。主なものを申し上げますと、7行目の長与町社会福祉協議会運営補助金につきましては、社会福祉協議会の会長、事務局長および総務地域福祉業務に携わる職員17名分の人件費に係る補助でございます。その下の長与町老人福祉センター運営補助金につきましては、社協老人福祉センターの施設の整備、保守点検、光熱水費、消耗品費と自動ドアや防火扉、防火シャッターの修繕と、それから平日時間、時間外と休日の管理人の人件費でございまして、昨年と比べまして314万4,000円の増額にてお願いをするものでございます。2つ下、長与町社会福祉協議会運営補助金（福祉バス）は今年度からの科目になりますが、社会福祉協議会の福祉バス運行事業に係るバスリース代等でございます。19節扶助費につきましては、下から3行目の小り災見舞金が所管分でございます。2目障害者福祉費に参りまして、1節報酬では、1行目の障害者自立支援認定審査会委員報酬から6行目の手話通訳者報酬までが所管分で、このうち一般事務補助パート報酬、障害者相談支援専門員報酬、手話通訳者報酬につきましては、福祉課での窓口業務等を行っていただいております会計年度任用職員分の報酬となります。3節職員手当等のうち192万1,000円、次のページに参りまして4節共済費のうち119万9,000円が所管分でございます、それぞれ会計年度任用職員分になるものでございます。8節旅費につきましては、普通旅費のうち9万1,000円、研修旅費は全額、費用弁償のうち19万6,000円、会計年度任用職員通勤手当のうち6万円が所管分でございます。10節

需用費につきましては消耗品費のうち10万1,000円、4行目の印刷製本費につきましては全額が所管分となっております。11節役務費につきましては、3行目から7行目の成年後見制度利用支援事業事務手数料までと、一番下の行の手話通訳者頸肩腕検診手数料が所管分でございます。7行目の成年後見制度利用支援事業事務手数料は、長与町成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づきまして、町長が審判請求を行う場合の鑑定手続等に係る費用を計上をさせていただいております。12節委託料につきましては、一番下の行と下から3行目以外が所管分でございます。1行目、障害者相談支援事業委託料は、福祉サービスの利用援助や専門機関の紹介などに一般相談や権利擁護のための必要な援助等につきましてはの委託を行うものでございます。4行目、地域活動支援センター事業委託料は、高田郷にありますほほえみの家におきまして障害をお持ちの方が地域において自立した生活を営むことができるよう創作的活動や生活活動の機会の提供を行っていただいております。障害者の就労をはじめとした社会参加に向けて支援し、業務を社会福祉協議会へ委託を行っているものでございます。13節使用料及び賃借料につきましては、2行目の有料道路等使用料のうち2万4,000円となっております。次のページに参りまして、95ページ1行目、駐車場使用料のうち3,000円、この分が所管分で、いずれも障害支援区分認定調査に伴うものでございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、1行目と3行目長崎県精神保健福祉協会会費から8行目長崎県広域イーサネットワーク分担金までが所管分でございます。4行目、精神障害者自発的活動支援事業補助金につきましては、年間を通じてほほえみの家であります通所施設あおぞらで、障害者の方の活動のサポートや精神障害者の家族の集いを開催されております精神保健福祉ボランティアグループへの補助金でございます。国の施策であります地域生活支援事業補助金を財源として補助を行っているものでございます。19節扶助費につきましては、1行目の在宅介護見舞金から7行目の自立支援医療費まで、その2行下、日常生活用具費から6行下の成年後見制度利用支援事業費までと4行下、身障者医療費と次の難病者医療費が所管分でございます。このうち4行目、自立支援給付費につきましては、前年度当初予算と比較しますと3,247万2,000円の増額となっております。主な理由といたしましては、令和6年4月からの障害福祉サービス等報酬改定および令和6年6月からの福祉介護職員の処遇改善加算による増額によるものと考えております。次のページをお開きください。4目原爆被爆者対策費につきましては全て所管分でございます。1節報酬、3節職員手当等、4節共済費につきましては、窓口で原爆被爆者の健康生活相談を担っていただいております会計年度任用職員分でございます。次のページにまいります。6目低所得世帯支援給付金事業費でございます。全て所管分でございます。令和6年分の所得金額確定に伴い、6年度に定額減税および調整給付がしきれなかった方の分に関しまして、追加給付を行う不足額給付金事業でございます。3節職員手当等から14節工事請負費までが給付金事業事務に係る事務費でございます。18節負担金、補助及び交付金では、対象者を3,220名と見込んで予

算をお願いしているところがございます。続きまして、108、109ページをお開きください。3款3項1目老人福祉総務費は全て所管分でございます。7節報償費の長寿者敬老記念品代につきましては、100歳を迎えられる方19名への記念品代、長寿者敬老祝金は100歳を迎えられる19名と88歳を迎えられる216名の敬老祝金となります。次のページに参りまして、12節委託料のうち1行目、4行目、6行目、7行目、9行目10行目が丸田荘に係る委託料でございます。また5行目緊急通報システム業務委託料につきましては、ひとり暮らし高齢者など生活に不安がある方に対するの通報装置を貸与し、緊急時の通報、日常生活における相談ならびに定期的な安否確認などを委託するものでございます。14節工事請負費は、丸田荘1階のエアコンにつきましては取替工事を行うものでございます。18節負担金、補助及び交付金の3行目高齢者在宅福祉事業費補助金は、6年度まで老人クラブ活動費補助金として計上していたものでございまして、老人クラブ連合会や町内で活動されております29クラブの活動補助をお願いするものでございます。19節扶助費、3行目の高齢者交通費・健康づくり助成金につきましては、高齢者の外出機会と健康づくり、介護予防を目的に70歳以上の方全員を対象といたしまして、バスの利用券、タクシー利用券および健康づくり助成券のいずれか希望する券を2,500円分対象者に交付し、助成をするものでございます。対象者が9,810名となっております。以上が歳出の説明となります。

続きまして228、229ページをお開きください。債務負担行為に関する調書でございます。一番上の長与町社会福祉協議会が金融機関から借り入れる「ほほえみの家」建設事業資金に対する元利補助金が所管分でございます。期間は令和7年度までとなっております。

次に主要な施策に関する説明書でございます。13、14ページ、高齢者交通費・健康づくり助成事業について記載をさせていただいております。ご参照いただければと思います。次に24ページに所管に対する特別職・非常勤職員の報酬を記載をさせていただいております。続きまして30、31ページ、補助金・負担金一覧でございます。所管分といたしまして26件ございますが、30ページの8行目、長与町社会福祉協議会運営補助金（福祉バス）は令和6年度までが7行目の長与町社会福祉協議会運営補助金に含め補助を行ってございました。また10行目、長与町心配ごと相談事業補助金は6年度と名前が変わっておりまして、11行目の長与町心配ごと相談所運営補助金として記載をさせていただいております。31ページに参りまして、老人福祉総務費の2行目、先ほども申し上げました高齢者在宅福祉事業費補助金につきましては、6年度までは老人クラブ活動費補助金として補助を行ってございましたものでございます。名称変更でありまして補助の要件等については変更ございません。次に43ページに参ります。基金の状況でございます。基金の状況につきましては、特定目的の3番目になります地域福祉ボランティア基金が所管分でございます。以上が令和7年度長与町一般会計予算、福祉課所管分でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、歳入の方から質疑に入っていきたいと思います。まず12、13ページ、下段の方ですね。ここから質疑を行います。負担金からです。質疑はありませんか。ないようでしたら次、14、15ページ、ここは丸田荘分です。質疑はありませんか。よろしいですか。次行きます。16、17ページ、下段の負担金ですね。それでは戻っても構いません。18、19ページ、こちらで質疑はありませんか。原爆の相談業務ですね、この辺りです。それでは次が22、23ページ、補助金関係です。一番上も負担金が1つありますね。質疑はありませんか。よろしいですか。24、25ページ、これは上段の老人クラブの分ですね。では次のページ26、27ページ、戦没者分の福祉課分があります。これは存目ですね。よろしいですか。では28、29ページ。それでは30、31ページ。次進めます。32、33ページ、これは下段の3年の台風の方ですね。いいですか。それでは34、35ページ、質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

答えられる範囲で教えていただきたいんですが、雑入の下から7行目に丸田荘利用料ということで、社協のデイサービス分が613万円ということで入っていますが、聞けばこのデイサービスがなくなるのではないかという話を聞いたんですけども、万が一このデイサービスが社協が撤退ということになった時のこのプラス分っていうのは、今場所がありますよねデイサービスの場所、そういうのをまた再度どこかに貸し出したりとかしてここの施設の運用を続けていくということでしょうか。

○委員（堤理志委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

デイサービスにつきましては、私の方もまだ正式にはお話は頂いておりません。ただ、この前理事会がありましたということでのお話は頂いております。今後、デイサービスの方がきちんと片づけましたらそこが空くこととなります。今後の丸田荘としての利用の仕方等も含めまして、全体的なことも含めまして、令和は7年、8年、少し時間を頂いて次を検討をさせていただければと思っているところでございます。今のところ新しいところという候補とかがあっているわけではございません。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

歳入全般で質疑はありませんか。それでは歳出の方に。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

89ページ、3款1項1目12節委託料の一番上なんですけれども、地域福祉等推進特別支援事業委託料、これが高齢者の見守りに対するものということですが、この委託料というのは委託先は社会福祉協議会でしょうか。そして12地区あって、今年また新たに新地区が増えるということでした。聞きたいのは、高齢者の見守りというのはおひとり暮らしの方の所への訪問なのかということと、訪問をした時にお留守だった場合、なかなか連絡が取れない方に対しては、どういうふうに対応されているのかということをお伺いしたいです。地域によっては、住民の方の声として、そういった方が訪ねてこられたことはないというお年寄りの方もいらっしゃるの、状況がどうなってるかというの分かる範囲で教えていただけませんか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

こちらの方のまず委託先でございます、社会福祉協議会への委託を行っております。私が説明で12と申し上げたのかもしれませんが、現在11地区が活動団体として登録をされているところでございまして、プラスアルファで地区団体を増やすということでの今回予算の要求になっておるところでございます。それから高齢者の見守りについてでございますが、この声かけ見守り、見守り福祉員の見守りというのが、自治会を中心として活動いただいているところでございまして、自治会自治会によって見守りの活動の仕方っていうのが少々違うようで、高齢者の方おひとり暮らしの方に対して1人自治会の担当のような方をつけられてる方もいらっしゃれば、自治会の中で地区を決めて、その地区で持ち回りじゃないですけれども、ご様子を伺いに行かれたりとかいうことで、地区によって違うようでございます。ここの部分につきましては、福祉委員の活動、自治会によって福祉委員の数も違いますので、社会福祉協議会の方が中心となって、こちらの方は推進をいただいているというところで、ある一定自治会に見守りの仕方っていうのは自由についていう言い方がいいのか分かりませんが、その自治会に合った方法で見守りをいただいているというところでございます。

○委員長（金子恵委員）

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

ということは、高齢者の方の状況というのは社会福祉協議会の方が把握をしているということでしょうか。例えば一人一人にどういった見守りが必要かとか、連絡が取れない方とかのその先のケアとかサポート体制とかっていうのはどうなってますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

サポート体制といいますか社会福祉協議会がこの見守り活動をされてる自治会の中に入って、担当がそのグループの中に入って話し合いをされたりとかってということもされてますので、ここのどのくらいまで詳細にっていうのは分かりませんが、担当が高齢者が見守りの数が何人いるとか、そこにつきましては社協の方でも押さえているというふうに聞いております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じところなんですけれども、この部分は高齢者の見守りという話ですけれども、民生委員の見守りというのもあると思うので、何かすみ分けというか、何か同じような活動なのかと思うんですが、何か違いっていうかあるのかどうか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

まずこの福祉委員がいらっしゃる自治会っていうのが今、10地区になります、1カ所は老人会になってますので10地区なんですけれども、その他の所っていうのも自治会っていうのはもっとありますのでその他の所っていうのも出てくるかと思えます。委員がおっしゃいますとおり福祉委員の活動と民生委員の活動っていうのは重なる部分があるかとは思いますが、こちらの福祉委員の活動の見守りとしては、日常生活等で困っていることとかより生活に近い情報を見守りをしていただいている。例えばこの見守り活動の福祉員の中に民生委員が入っていらっしゃる自治会もありますけれども、民生委員といたしましては、そういうところから吸い上げた高齢者の方を今度は介護保険課とか福祉協議会とかにつなげるっていうところを担っていただいているところがございます。重なる部分っていうのはいっぱいあるかと思えますけれども、共に情報交換とかもしながら活動の方はされているということで聞いております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。では次92、93ページ、よろしいですか。戻っても構いません。94、95ページ、こちらで質疑はありませんか。では96、97ページ、これは原爆分ですね、ここが福祉課の所管です。質疑はありませんか。では次のページ98、99ページ、低所得世帯支援給付金、この分が福祉課所管ですね。次進めます。108、109ページ、これ下段の老人福祉総務費、ここが福祉課の所管です。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この高齢者に対する敬老祝金なんですけれども、ちょっと私も以前一般質問をさせてもらった経緯があるんですが、ちょっと私の中でずっとあるのがですね、以前長与町議会議員の中で長与ニュータウンの中のガスの使用状況を知り得る仕事をされてた方から聞いたんですが、1980年代とか70年代とかにガスの使用料が夜中の12時前後とか深夜を回ってからぐっと増えるという話を聞いて、恐らくその方が言われるには、ちょうど高度経済成長の中で残業して深夜に帰ってきているという状況があるというふうに、そういった方々が今ちょうどそうやってこの長与町を築いてきた方々だなというのを私、非常にその時思ったんですが、その方々が今高齢の時期になって、そしてなかなか高齢者が増えて財政もきついからということで一定削減になったというので、ちょっと私は反対の立場だったんですけれども、でこの件と併せて、これを縮減する理由はむしろ交通費の助成の方に、111ページの方にあるんですが、交通費の助成の方にも回した方がより利便性が高まるんじゃないかということで、一定他の議員も同意をされて、そういう形に議決になったんですが、隣の時津町の方がどっちもちょっとサービスが上ということで、そうやってきますと私が懸念するのがやっぱり長与町は子育て支援の福祉の方で今力を入れて、かなりすばらしい福祉をされてるんですが、一方でそれだけの長与町を築いてきた方々の福祉が、逆にそっちの方に移動、福祉の中で高齢者から若年層に移動してるっていうので、私はどっちも大切なのかなと思って、もちろん町の財政も限りある財政の中で、それをどうやってやりくりするのかという行政の皆さんの大変な苦悩もよく分かるんですけれども、で、そこでこういうやり方をしていると、例えば時津町や長与町の方に住もうやということで、なかなか今近隣の中でもどこに住もうかという時に、長与町が選択肢から外れてしまう恐れがあるんじゃないかというのが非常に気になっていて、そういうことも含めて、もう少し考えられないのかなという質問をさせてもらったんですが、数年前に始めた制度なのですぐにはできないけどもちょっと考えないといけないという答弁だったと思うんですが、検討というのは、今年度はもうちょっと検討はしなかった。今後検討していくということなのか。この辺りはいかがでしょう。

○委員長（金子恵委員）

山本課長補佐。

○課長補佐（山本公司君）

委員おっしゃるとおり、実は平成30年までは、今時津町が88歳が3万円、100歳が10万円で時津町に至っては今年度から75歳以上1万円ということで健康奨励金ということで始めておりますが、長与町も平成29年までは同額の運用をしておりましたが、委員がご説明いただいたように高齢化が進展をしてきまして、高齢者に関する事業を時代に即した継続的に実施できる事業にすることを目的として、また対象者も広げて多くの高齢者の方の健康づくり、それから外出機会の創出によって介護予防につなげていくということを目的として健康づくり助成金を新設したのに伴いまして、この敬老

祝金は減額ということになっております。時津町も健康づくり助成事業につきましては、長与町の場合は70歳以上の方全員なんですけれども、時津町の場合は運転免許を返納された方に限定をしているというところなので、対象となる高齢者の範囲もうち全員だけでも、時津町は絞っているということで、目的とかやり方がいろいろあるかと思っております。それに伴ってこの高齢者事業に伴って、今の若い世代の方々がどの自治体に住むかっていうところにも多少影響してくるかなというふうに思っておりますけれども、やはり長与町としましては高齢者事業もそうですけれども子育て事業等も含めたところで事業を推進している、そういった魅力あるまちづくりを推進しているところでございます。この高齢者の事業につきましては、今年度は前年とほぼ変わらないような形で実施いたしますが、健康づくりその他含めまして高齢者事業全体を総合的に今後検討をして、どういった事業が一番高齢者にとって魅力ある、また介護予防等長寿につながる事業なのかというのを検討しながら、また次の年度以降も検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今お話が出たので、3款3項1目19節の方ですね、高齢者交通費・健康づくり助成金、本会議でも質疑があつて、ご説明はある程度、金額等の根拠は伺いましたが、今の同僚委員の質疑への答弁で、祝金は減らして交通費・健康づくり助成金のほうを充実させたということでしたし、実際その時も私もその理由で賛成はさせていただきましたけれども、この交通費・健康づくりのいわゆる利用しない方が一定いらっしゃるということで、従前から申し上げておりますように、長与町も広いのもう高齢とはいえどうしても車がないと移動ができないと、それぐらいの地域に住んでる方にとっては、多分交通費もらっても、タクシーとか使おうと、ちょっと町とかに出るのでも1回の利用とか1往復ぐらいだと思ふんですね。外出機会っていうのを健康づくりのために増やすということであれば、やはり車で日常的に使ってる人にさらに利用してもらえるようにガソリン代という形でも利用できないかということも申し上げてきたんですが、先ほどのご答弁でこれからちょっと内容も検討されるということでしたけど、この点についてはどうですかね、以前はいわゆる高齢者の運転を推進することにつながるのということでしたけど、事実上も一定の高齢の方でもふだんから運転されてますし、もうそういう地域に住んでる方がいらっしゃる、そしてこの健康づくり交通費助成を利用しない人が一定いると考えれば、そういうニーズもあると考えてちょっと検討すべきかと思うんですが、改めて今どうでしょうか、お考えは。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

高齢者交通費・健康づくり助成事業につきましては、6年度にアンケート、はがきで引き換えはがきの方にアンケートを付けたという簡易的なものでございまして、回答数っていうのが対象者が9,512人いらっしやっただのに対して521人ということで、ちょっと少なくあったんですが回答を頂いております。例えば商品券とか路面電車、それからガソリン券っていうのも上位に入っているところでございますので、私どもといたしましては安全っていうのをまず一番っていうふうに考えておりますので、ここにつきましては少し踏みとどまりたい気持ちもあるんですが、こういう結果が出ているっていうことも真摯に受け止めて、研究というか検討の段階に入らせていただければとは思っているところです。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうですね、少なくとも現状のこの交通費・健康づくり助成という内容からは商品券っていうのはちょっと微妙かなと思うんですけど、ガソリンっていうのはやっぱり外出機会を創出するのでこの内容とも合致するんじゃないかと思うんですね。なので今のご答弁いただいたとおりに検討はしていただければと思います。ちょっと同じ目のところで別のところなんですけど、1つ上の18節の高齢者がごめんなさい、失礼しました。同じ19節扶助費で、老人福祉施設措置費ですね、内容は文字どおりだと思うんですけども、結構年度によって予算が700万円ぐらいだったり、460万円、6年度、で今回823万円、この予算が年度によって多少ばらつきがあるのはどういう理由なんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山本課長補佐。

○課長補佐（山本公司君）

こちらの老人福祉施設措置費でございますけれども、老人福祉法に基づきまして65歳以上の人で、環境上の理由、それから経済的な理由で居宅で養護を受けることが困難な方を法律に基づいて措置するものでございますが、年度によって措置する人数が変わるというところですね。今年度の途中までは2名の方を町外の特別養護老人ホームの方に措置をしておったところなんですけれども、令和6年度中に1人措置をすることが決定をしております、それに伴いまして令和7年度から3名分を計上させていただいているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

じゃあもう明確に人数で変わってくるということですね。分かりました。そしたら、

最後に、同じ目の上になりますけど12節委託料の一番下のPCB廃棄物処理委託料というのは、これはどういうものでしょうか。どっかの施設でPCBが検出されたのか、ちょっと内容を伺いたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

山本課長補佐。

○課長補佐（山本司君）

こちらにつきましては老人福祉センター丸田荘になります。こちらの電気保安設備につきまして、こちらの保安設備の方はPCBを含んでいないということで報告を受けておりましたが、九州電気保安協会の方からPCBが混入している可能性があるということで報告を受けております。PCBにつきましてはその特別措置法によりまして、もし含有してる場合はその処分期限が2027年の3月31日までに処分しないとイケないということで法律で定められております。100%含まれているっていうのは、その機械を分解して成分抽出して分析をかけないと、本当に含まれてるかどうかっていうのは分からないところでありましてけれども、そういった可能性があるというところがございますので、こちらの方は計上させていただいているというところなんです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。歳出は以上です。歳入歳出いずれでも結構です。全体で。堤委員。

○委員（堤理志委員）

実は民生委員の件で聞きたくて、ページ数が幾つにもあるので、例えば86ページ、民生費の社会福祉費の一番上段にあります民生委員児童委員推薦会委員報酬の項目でお聞きしたいんですが、令和7年度に改選というのかな、改定があるということですが、これはいつぐらいに予定されているのかということと、何かかなり変わるというような話も聞いてるんですが、どういう状況になるのかということとをまずお伺いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

民生委員児童委員の分につきましては任期が3年となっております、令和7年度が改選の時期となっております。任期が12月1日からという任期になりますので、その改選に係る事務というのはその前7年もう4月から11月までの間に事務の方は行われていくかと思っております。今地区の方が63地区ございまして、57名の方が今民生委員となつていただいているところがございますが、この分の改選でどなたがやめられる、やめられないということにつきましては、まだアンケート等を取っておりませんでちょっと分かりかねるところではございます。ただ残られる方が多ければというふうなところで、辞退というか、今度継続ってなつてない方に対しては私どもも一人一人個別

で説明をさせていただくというような計画を立てているところでございます。今のところ以上でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

民生委員はたしか町の関係というよりも、あれは国の厚生労働省かどこかから何か認定されるんですかね。ちょっとそこを確認したいんですが。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

厚生労働大臣からの委嘱になります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私もあんまり深く存じなくて確認したいんですが、ということは公務員ではないのか、特別職公務員なのか、身分はどういう形になるんですか。

○委員長（金子恵委員）

後藤係長。

○係長（後藤理子君）

非常勤の特別公務員になります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。非常勤の特別職公務員ということで、ということはもう一定全体の奉仕者的な役割を担うということになると思うんですが、これ確定的なことじゃないんですが、ちょっと苦情みたいなことを私も聞いたのが、ある方の所にはなかなか来ないとか、要するにもう人間関係でちょっと反りが合わないから行かないとか、もしそういうことはね、やっぱりそういう立場であればあつてはいけないことだと思うので、何らかの形でその公平性というか、全体の奉仕者なんですよということを厚労省が直接伝えることはないと思うんですが、何か打ち合わせとかが今後ある時にはそういったことを、そういう対応をしないとイケないということをぜひ伝達というか、意思疎通をしてほしいと思うんですが、その考えはないでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

民生委員児童委員につきましては、定例会といたしまして月に1回第3木曜日、この

日に集まっていたいただきましていろいろな課題解決、あとはそれぞれの部会の発表等をしていただいているところです。また西彼民生委員児童委員研修会というのがありまして、長与時津一緒に民生委員の研修会というのも開かれているところがございます。直接町の方にどなたかという民生委員への苦情が入ったのであれば、その方だけにお話しするというのも可能かと思いますが、そういうことが分からないのであれば、そういう毎月ある研修会の時の1こまでもそういうふうな民生委員の心得みたいなものを今度改選にもなりますので、12月以降に一度っていうふうなことも考えられるかと思いますが、ご提案ありがとうございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

今の民生委員児童委員の件で、冒頭最初に堤委員がおっしゃってましたけれども、今回かなりの民生委員児童委員さんがやめられるという話が出てきているというか、本人からでしょうけど、かなり数が減るっていうのは致し方ないことと思うんですね。民生委員にも多分年齢的に退職の年齢というのがあるようなので、そういう場合に推薦をもらうのに、まず自治会に相談に来られたりしますよね。自治会長にどなたか推薦、その地区から出してくださいということで、今この担い手不足の中でなかなか出てくれるというなり手がいないので、かなりの期間を要する。で、最終的に今いらっしゃらない地区もありますよね。そういうことを考えると事前にそういう情報をやっぱり受けることで、自治会等に相談に早めに行く、12月1日から次期を開始するのであればなおさらそういう情報共有を民生委員との会合の中でも、やっぱり話をしていくというのも大事なんじゃないかなと思うんですけど、これちょっと予算に関係ないので質問しようかどうか迷ったんですけど、もし回答ができる範囲であればお願いします。

○委員（堤理志委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

民生委員児童委員の方の改選につきましては、やめられる方の所の自治会というのが分かり次第ですね、自治会の会長にお電話なり文書なりを出しまして推薦っていうのをお願いしている状況でございます。ただ、本人からの意向調査っていうのをまず先にさせていただくということになっておりまして、恐らく4月の定例会辺りでは、意向調査の方は出しているということですので、その回答をもとに4月から動ければというふうに思っております。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他、主要な施策に関する説明書も含め、全体で何かありませんか。ないですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で福祉課の審査を終了いたします。所管の皆さまはお疲れさまでした。

場内の時計で15時25分まで休憩します。

（休憩 15時10分～15時23分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより健康保険課の審査に入りたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

それでは、議案第22号令和7年度長与町一般会計予算、健康保険課所管につきまして予算に関する説明書によりご説明いたします。まず歳入です。12、13ページをお開きください。12款1項1目3節老人福祉費負担金のうち、当課所管分は一番下の後期高齢者医療広域連合派遣職員給与負担金です。本町より長崎県後期高齢者医療広域連合へ派遣の職員1名に係る人件費分です。16、17ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、当課所管分は一番上の国民健康保険基盤安定負担金です。国保財政の安定化に資するため、保険者支援分の2分の1相当額を国が負担するものです。次のページをお開きください。14款1項2目1節保健衛生費負担金の2行目予防接種健康被害給付費負担金は、新型コロナウイルスワクチンの副反応による健康被害への給付金に対する国庫負担です。歳出の予防接種健康被害給付金の全額に充当いたします。14款2項2目2節児童福祉費補助金の2行目子ども・子育て支援事業費補助金は、令和8年度より始まります子ども・子育て支援金制度の支援金賦課額算定のためのシステム改修で、全額の補助です。3節老人福祉費補助金のうち当課所管分は560万3,000円です。後期高齢者の保険給付費に対する負担金のうち、被爆者に係る給付費の一部に対する国庫補助金です。3目1節保健衛生費補助金の一番上、疾病予防対策事業費等補助金は、がん検診受診促進を図るための補助金を計上しております。4行下の8020 運動・口腔保健推進事業補助金はフッ化物塗布事業などに対するもので、補助率2分の1です。次のページをお開きください。14款3項2目1節社会福祉費委託金は国民年金に係る事務費委託金です。15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、国民健康保険基盤安定負担金は国民健康保険税の軽減措置に伴う減収のうち4分の3相当額、および国保財政の安定化に資するための繰入基準額の4分の1相当額です。次のページをお開きください。上から2行目の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、保険

料軽減措置に伴う減収等のうち4分の3相当額です。次のページをお開きください。15款2項3目1節保健衛生費補助金のうち、当課所管分は2行目から4行目でいずれも補助率2分の1です。健康増進事業費補助金は健康相談、健康教育等の健康増進事業に、その下、長崎県食育推進事業補助金は夏休み小学生料理教室の食材費等に充当します。その下、長崎県骨髄等移植ドナー支援事業補助金は骨髄採取等の休業補償に対する補助です。30、31ページをお開きください。18款1項2目1節後期高齢者医療特別会計繰入金は存目計上です。34、35ページをお開きください。20款4項1目1節後期高齢者医療受託事業収入は、健康診査事業と高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施業務の委託費を計上しております。5項3目雑入のうち下から3番目後期高齢者医療制度特別対策補助金は、健康ポイント事業に対する補助金です。次のページをお開きください。上から3行目在宅当番医制事業運営負担金は、在宅当番医制事業運営委託料に対する時津町、西海市からの負担金です。その3行下の臨地実習受入謝金は、保健師等の学生実習受け入れ時の謝金となっております。その5行下の保健事業参加者負担金のうち1万2,000円が当課所管分で、食育事業の一環として実施の学童クラブ等での調理実習における参加者負担金を計上しております。

続きまして歳出です。94、95ページをお開きください。3款1項3目国民年金事務取扱費は国民年金事務に係る経費を計上しており、内容は前年度とほぼ同じです。次のページをお開きください。3款1項5目国民健康保険費は国民健康保険に係る経費です。2節から4節までは職員9名分の人件費を計上しております。次のページをお開きください。27節繰出金の長与町国民健康保険特別会計繰出金は、国および県から受け入れた保険基盤安定負担金と繰入基準により算出された一般会計が負担すべき金額を合算し、国民健康保険特別会計へ繰り出すものです。112、113ページをお開きください。3款3項3目後期高齢者医療費は後期高齢者医療に係る経費です。1節報酬は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士の報酬、17節備品購入費はデジタル握力計を購入予定です。次のページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金の後期高齢者医療療養給付費負担金は、本町の後期高齢者における療養給付費の一部を後期高齢者医療広域連合からの請求に基づき負担するもの、27節繰出金の長与町後期高齢者医療特別会計繰出金は、事務費と保険基盤安定負担金の合計額を後期高齢者医療特別会計に繰り出すものです。4款1項1目保健衛生総務費は、健康増進系の職員9名の人件費および健康センター管理費や保健対策関連の経費で、健康ポイント事業の費用も含まれております。2節から4節の人件費には他課の分が含まれておりますが、それ以外の節は全て当課所管分です。1節報酬は、健康センターの事務職員、健康ポイント事業の事務補助職員等の報酬を計上しております。上から4行目の保健師パート報酬は産休代替2名分です。次のページをお開きください。12節、ウォーキングイベント運営委託料は、モバイルスタンプラリーのシステム登録、実施結果、集計資料作成、特典商品調整、発送を委託します。18節負担金、

補助及び交付金の上から4行目長崎市夜間急患センター運営負担金は、長崎市、長与町、時津町で運営費および使用料を負担しているもので、人口割で案分した額を計上しております。その下の救急安心センター事業は、救急車を呼んだ方がいいのか、今すぐ病院へ行った方がいいのかなど、迷った際の相談窓口として電話で専門家からアドバイスを受けることができる電話相談事業です。県が実施主体となり令和6年度より24時間365日相談を受け付けています。県2分の1、市町2分の1の負担で人口割により案分した負担金です。19節扶助費は、骨髄等移植ドナーに対する支援として、休業等による経済的負担を軽減するため、1日につき2万円、7日を上限に助成するものです。2目感染症予防費は、高齢者の肺炎球菌、インフルエンザ、コロナワクチン、带状疱疹ワクチン、結核検診等に関する費用を計上しております。8節旅費のうち当課分は1万2,000円、10節需用費のうち当課分は31万4,000円、11節役務費のうち当課分は22万8,000円、12節委託料の1行目予防接種委託料のうち当課分は5,727万2,000円、2行目の結核検診委託料は全て当課所管分です。令和7年4月1日より带状疱疹ワクチンが定期接種化されることに伴い、予防接種委託料および個別通知のはがき代や予診票等を計上しております。接種率を65歳、70歳、75歳を20%、80歳以上10%、不活化ワクチンと生ワクチンの比率を2対1と見込んでおります。接種者数見込みの合計は442人、接種費用の半額が自己負担、半額が委託料で不活化ワクチンが委託料1万1,060円の2回接種、生ワクチンが4,460円で計上し、近隣市町と詳細の協議をしておりました。先日、実際の額が決まりまして、不活化ワクチンが委託料1万2,060円で、自己負担額は1万円を2回接種、生ワクチンが委託料4,860円で自己負担額が4,000円となりました。19節扶助費の1行目予防接種助成費のうち当課分は5,000円、2番目の予防接種健康被害給付金は、新型コロナウイルスによる健康被害の医療手当分で、一月3万8,900円分の12カ月分です。令和5年2月より給付金を支給しております。120、121ページをお開きください。4款1項4目健康増進費は全て当課分で、主にながん検診等の各種検診に関連する支出です。10節需用費の消耗品費にはフッ化物洗口薬剤等を新たに計上しております。昨年度までは18節でフッ化物洗口推進事業費補助金として支出していたものです。12節委託料の集団健診は長崎県健康事業団に委託しておりますが、人口減少による受診者数の減少や最低賃金の引き上げ、健診に必要な機材や水道、電気等の値上げにより、委託料単価は6年度健診料金の約5%アップとなっております。これに伴い自己負担額も若干上がっております。その他の内容については昨年度と変更ありません。

続きまして、主要な施策に関する説明書です。19、20ページをお開きください。3款1項5目国民健康保険費につきましては繰出金を、3項3目後期高齢者医療費につきましては繰出金と高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を、4款1項1目保健衛生総務費につきましては、健康ポイント事業を計上いたしております。25ページをお開きください。特別職・非常勤職員報酬一覧です。上から2番目が健康保険課分です。

35ページをお開きください。補助金・負担金一覧です。上から2番目が健康保険課分です。後期高齢者医療療養給付費負担金は、長崎県後期高齢者医療広域連合試算額の12分の1を町が負担することになっております。その下の長崎県市町村保健師会負担金につきましては5名分、その下の長崎県栄養士会会費につきましては2名分の会費となっております。その下の病院群輪番制病院負担金は、人口割によって長崎市から請求される負担金です。その下の長崎市夜間急患センター運営補助金、救急安心センター事業運営負担金も人口割となっております。その下は食生活改善推進員協議会、長与町健康づくり推進員協議会へ交付いたします。フッ化物洗口推進事業費補助金は、幼稚園、保育園、小中学校におけるフッ化物洗口の薬剤消耗品等の実費額支給を補助金から消耗品費での支出に変えております。42ページをお開きください。長期継続契約です。下から4番目が健康保険課です。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で使用する公用車のリースです。以上が健康保健課所管分の当初予算の主な内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、歳入の方から質疑を行います。まず12、13ページ、ここからいきたいと思います。下段の後期高齢の負担金です。708万6,000円。質疑はありませんか。では16、17ページ、これも下段の方、負担金です。では次18、19ページ、被害給付費等があります。あとはシステム改修と下段の8020運動、この辺りですね。がん検診も入ってます。よろしいですか。それでは次のページ、20、21ページ、これは下段の年金事務ですね、委託料と負担金です。いいですか。22、23ページ、上段の後期高齢の分ですね、負担金。では次に行きます。戻っても構いません。24、25ページ、中段より上のところですね。保健衛生費補助金のところで健康事業に関する分とかですね。では次、30、31ページ、これは繰入金、存目です。では次、34、35ページ、一番上段ですね、事業収入分。よろしいですか。では次のページ、36、37ページ、これが幾つか雑入でありますね。では歳入は以上です。歳入全般で質疑はありませんか。では歳出に行きます。94、95ページ、下段の国民年金事務取扱費、ここから入っていきます。次のページ、96、97ページ、上段と下段の国民健康保険費ここが健康保険課の所管です。それでは次のページの上段まで、98、99ページ、繰出金までが健康保険課分で所管になってます。よろしいですか。それでは、112、113ページ、後期高齢者の医療費、ここが健康保険課の所管です。一体的実施事業に係る分とかも入ってきてます。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

113ページの一番最後のところで、デジタル握力計とおっしゃったんですね。これはどういったものでどういう活用をして、どういう成果といういいですか、どういったことを目的としたものなのかですね、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

こちらの一体的実施事業で購入するデジタル握力計は、高齢者のサロンや老人クラブで健康教育を行う際にフレイルチェックとして握力を測定して、握力から全身の筋力の状態などを把握して、フレイルの状態の方を指導するために行うものです。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ということは、1回計測して、またいろんな取り組みをしてどうなったかということで、同じ方が何度か計測して、向上するかどうかというふうな見方もするのかどうか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

おっしゃられますように、今回測定して、また1年後などまた健康教育を行った時にまた同じ方に測定していただいて変化を見ていただいたり、今時点での自分の健康状態、筋力がどうかということ把握するためにも行います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では次のページ行きたいと思います。114、115ページ、これは上段の分と保健衛生総務費の中にも入ってますね。よろしいですか。では次のページの116、117ページ。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

116、117ページの4款1項2目感染症予防費19節扶助費、予防接種健康被害給付金ですが、これは昨年の6月ですかね、補正の2号で99万5,000円ぐらい上がったものと、まず、同じ方なんでしょうか。何かその時、コロナワクチンの副反応じゃないかみたいのを調査会か何かに訴えてきた人が3例ぐらいいるということだったと思うんですが、これはもう今年の2号補正で出した給付する方、同じ方ということでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

補正で上げた方と同じ方です。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、その時とちょっと金額が下がってるのかなと思うんですが、そういうことないんですかね。今のだと3万幾らの12カ月分ということでしたけど、2号で上がったのは同じ1人で99万5,000円ですよ。何かこう後遺症は続いているけど、その治療費というかそれが下がったのか、ちょっとこの金額が違うのかなと思ったんですが、説明していただいてもいいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

今年度補正で上げた時は申請したときから遡っての申請になりますので、令和5年2月分から令和7年3月分まで丸約2年分の申請ということで行っておりました。7年度としては1年分ということで請求しております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。それでは120、121ページ、健康増進費、ここも健康保険課の所管になってます。質疑はありませんか。歳出は以上です。歳出全般で、もしくは全体的に質疑はありませんか。主要な施策に関する説明書を含め、質疑はありませんか。いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

主要な施策に関する説明書の20ページで、担当課の方で健康アプリ事業実施で、長崎県が導入した長崎健康づくりアプリと連携して実施することに伴う経費ということですが、ちょっと私具体像がちょっとよくピンとこないもので、長与町がこれまでやってきた健康ポイント事業とこの県が実施する分との、同時にやるのか、ちょっとよく理解ができてないので、ちょっともう少し詳しく説明いただければありがたいなと思うんですが。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

こちらの健康ポイント事業は長与町では平成30年から開始をいたしまして、当初は歩数計を貸し出すという形で実施をしていたんですけども、令和5年度から長崎県がアプリを使った形にリニューアル、アプリを出しましたので、その歩数計を使わずにアプリの歩数計を使っていただいて、アプリで貯まった歩数に応じて県のアプリでポイントが貯まる、それにプラスして長与町で測定会とかイベントとかに参加してもらったら、町で発行するチケットというものがアプリ上で貯まって、それぞれポイントやチケットをアプリ上で貯めて、それぞれ県が行う抽選会にポイントで応募したり、町が行う抽選会にチケットで応募していただいて、それぞれ特産品などが当たるというふうになっておりました、今までの健康ポイント事業をアプリ上でのお知らせであったりとかポイン

トやチケットを集める、そして抽選会に応募するなど行うという形で実施をしております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

アプリでやるということなのですが、これはスマートフォンのアプリのことなのかということと、どのスマートフォンの機種でもこれに対応しているのかということと、そもそもスマートフォンを持たない方についての対応というのが何かあるのかどうかですね、この辺りをお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

こちらのアプリはスマートフォンでダウンロードして使うアプリを利用しております、このアプリがアンドロイドであればバージョン8ということで大分古い型であっても対応はできるアプリということでしております。令和5年度時点ではまだスマートフォンじゃなくてガラケーが使われてる方もいらっしゃるんですけども、ガラケーの利用自体が今年度までですかね、もう間もなくサービスが終わるということで、スマートフォンに今後移行していこうということ、これをきっかけにガラケーからスマホに替えて、アプリを使っただいて健康づくりであったりとか、あといろいろキャッシュレス決済とかなんでもスマホで行えるようになってますので、この機会に健康づくりもアプリにするためにということで、令和5年度からアプリを使った形に事業のやり方を変えて行っています。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

おおよそ理解いたしました、従来の歩数計によってやるというやり方はもうしないのか、それとも例えば、もう私携帯持たんとよというような人はもう歩数形でもいいよということになるのか。この辺りはいかがですか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

令和5年度までは引き続き歩数計で参加される方も令和5年度1年間だけは移行期間として歩数計で参加していただいて、令和6年度から完全にアプリへの移行というふうにしていただきまして、それをきっかけに5年度はガラケーで歩数計で参加された方も6年度になったらもう歩数計がなくなるからってということでアプリに乗り換えて参加されたという方もいらっしゃいます。全員ではないですけどもそのように引き継ぎ期間

を設けて、歩数計からアプリに移行できるように支援を行いました。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、健康保険課の審査を終了いたします。所管の皆さまお疲れさまでした。

場内の時計で16時5分まで休憩します。

（休憩 15時54分～16時01分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより介護保険課の審査を行います。本案について提案理由の説明を求めます。

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

議案第22号令和7年度長与町一般会計予算の介護保険所管分につきましてご説明をさせていただきます。令和7年度長与町一般会計予算分でございますが、まず3ページをお開きください。介護保険所管分は、第1表歳入歳出予算の14款1項国庫負担金、15款1項県負担金、2項県補助金、そして4ページの18款繰入金の部分で介護保険所管分でございます。

それでは内容につきまして、説明書をご覧くださいませようお願いいたします。令和7年度長与町一般会計予算に関する説明書をお願いいたします。まず歳入を説明させていただきます。説明書の16、17ページをお願いいたします。下段の14款国庫支出金1項1目1節社会福祉費負担金のうち、一番下の低所得者保険料軽減負担金が介護保険課でございます。これは介護保険料の第1段階から第3段階までの軽減額に対する2分の1の国庫負担分でございます。次に20、21ページをお開きください。一番下段でございます15款県支出金1項県負担金のところでございます。1目民生費県負担金のうち、次の22、23ページにご説明ございますけれども、こちらの低所得者保険料軽減負担金は国庫負担金同様低所得者保険料の軽減分で、県負担は4分の1となっております。続きまして24、25ページをお開きいただきまして、3節老人福祉費補助金というのがございます。25ページの説明の上から4番目になります。老人福祉費補助金の介護保険低所得者特別対策事業費補助金は、社会福祉事業等が行う利用者への負担減、減免対策費として、県が基準費の4分の3を補助するものでございます。続きまして30、31ページをお開きください。中段の18款繰入金でございます。18款1項特別会計繰入金1目介護保険特別会計繰入金は、介護保険特別会計で受け入れる保険者機能強化推進交付金を福祉課所管の高齢者交通費・健康づくり助成事業へ充当するものでございます。

続きまして歳出についてご説明いたします。110、111ページをお開きください。

3款3項2目介護保険費は全て介護保険課所管分でございます。1節報酬から4節共済

費まで、職員および会計年度職員、育休代替職員分の人件費等でございます。18節負担金、補助金及び交付金の社会福祉法人等利用者負担額減免対策費補助金は、歳入でご説明いたしました社会福祉法人が低所得者に対して介護給付自己費負担額等を減免した場合の社会福祉法人に対する補助でございます。27節繰出金につきましては、国が示した基準内での繰出金としまして介護保険給付費や地域支援事業費の制度分担分、低所得者保険料軽減分、事務費繰出金に係るもので、前年度比1,990万2,000円、約4.2%の増となっております。

続きまして主要な施策に関する説明書をお願いいたします。19、20ページをお開きください。下段でございます、介護保険課分をご覧くださいませようをお願いいたします。主要な施策の介護保険課分では、先ほどご説明いたしました特別会計への繰出金の内訳を掲載いたしております。続きまして35ページをお願いいたします。35ページの中段より少し下のところがございます介護保険課のところ、3款の部分でございます。民生費のところ介護保険課分として、補助金・負担金一覧として掲載をさせていただいております。以上が介護保険課所管分でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、歳入から質疑に入っていきたいと思います。まず16、17ページ、こちら下段の方の低所得者分の負担分ですね。質疑はありませんか。戻っても構いません。次進めます。次22、23ページ、これは上段の方の同じく低所得者保険の軽減負担金ですね。よろしいですか。次24、25ページ、質疑はありませんか。では30、31ページ、中段下ですね、介護保険の繰入金です。特会への繰入金、健康づくり事業へということでした。質疑はありませんか。では歳入は以上です。歳出の方に移ります。110、113ページを、介護保険費、ここから始まります。次の112、113ページ。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

先ほど主要な施策でも説明がございました18節の社会福祉法人等利用者負担額減免対策費補助金、今度初めて入ったんじゃないかなって思います。私の勘違いかもしれませんが。それは、長与町内に社福2つありますよね。その対象になるんですかね。それとも町にいる方が町外でもこの補助金をそういったところに対して対象になるのかなど。もう少し説明を頂きたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

堤係長。

○係長（堤圭一郎君）

こちらの補助金は今年度からではなくて以前からあったもので、先ほどおっしゃられましたように長与町社会福祉法人だけではなくて、長崎県内の例えば長与町の住民で

例えば長崎市の施設に入った場合でも対象になっております。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

長与町に住民登録してる人が対象というふうに理解していいんですか。

○委員長（金子恵委員）

堤係長。

○係長（堤圭一郎君）

長与町民がもちろん対象であるんですけども、例えば長与町住民であっても保険者があくまで長与町の方っていうところはちょっと対象になってきますので、例えば長与町にいらっしゃっても住所地特例とかっていう制度がありまして、長崎市が保険者のケースとかもたまにいらっしゃるんですね、該当が。あくまで長与町が保険者の者に対しては対象になってまいります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

1点だけ。一番最初に戻って、歳入のところの16、17ページの14款1項1目1節のところ、一番下の低所得者保険料軽減負担金ということで、介護の1から3段階で負担をするというふうにちょっと説明されたかと思うんですけども、その1、2、3段階の違いというのを教えていただきたい。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

低所得者保険料軽減負担金については、所得が低い層に対する保険料を軽減するものでございます。段階が1の方の場合、軽減割合が基準額の20%、第2段階の方が基準額の15%、第3段階の方が基準額の5%となっております。保険料の軽減分については、国が2、県が1、市町が1の割合で負担をしております。第1段階から第3段階のご説明を今からいたしますが、所得で変わってまいります。例えば、第1段階の方は生活保護受給者の方や所得が80万円以下の方、高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方、第2段階の方は世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円から120万円の方、第3段階の方は今ご説明申しました昨年の課税年金収入額が120万円以上の方と所得課税年金収入額に応じて分かれております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと今のところと関連するんですけども、ちょっとそもそも論で大変申し訳ないんですけども、一般会計の中でこの低所得者の負担の分を歳入として国、分けていますよね。何か素朴な疑問で、もういったん、介護保険の事業会計にどんと入れて、その中で年収等の所得の区分というのをすればいいのに、何で一般会計で細かく分ける、そういう仕組みだというのはそうなんだろうけども、何か理由があるのか。そういう仕組みだからされてることだとは分かるんですが、もし分かれば。

○委員長（金子恵委員）

森川課長補佐。

○課長補佐（森川寛子君）

国民健康保険も同じなんですけども、一般会計から各保険者に繰り出すという仕組みが出来上がって、全額を繰り出すというふうになりますので、国からそれから県から来る負担金についても、いったん一般会計に全て受け入れて全額を、町の方負担も含めて、全額を各特別会計に繰り出すっていうやり方をやっておりますので、それが繰出基準になっておりますので、こういう一般会計で受け入れて一般会計から特別会計に繰り出すというやり方を取っております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

会計なので、やはりきちっとしたこうだからこういう所得層の方がこのくらいいるからこうなるということ、やはりこういう会計書面上で明記しておく必要があるという、そういうことですか。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

森川課長補佐。

○課長補佐（森川寛子君）

特別会計の一般会計からの繰出金というものが、保険者は一般会計に対して低所得者に対する軽減負担分を請求をするんですけども、一般会計の方としましては国それから県からの補助金を合わせて各保険者の方に特別会計に繰り出すという仕組みになっておりますので、こういうちょっと二度手間のような感じにはなるんですけども、我々はその仕組みの下でやっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で介護保険課の審査を終了いたします。所管の皆さまはお疲れさまでした。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより会計課の審査に入ります。提案理由の説明を求めます。

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

皆さまお疲れさまです。それでは、令和7年度一般会計当初予算の会計課所管分につきましてご説明をいたします。まず、歳入の方からです。説明書の28、29ページをお開きください。16款財産収入1項財産運用収入2目1節利子及び配当金、こちらが説明欄の下から5番目、用品調達基金運用収入1,000円、こちらが会計課所管となります。普通預金の利息分を計上しております。次に32、33ページをお願いいたします。20款諸収入2項町預金利子1目1節町預金利子13万3,000円でございます。こちらは一般会計の他、町県民税等の歳計外現金の普通預金の利息分を計上いたしております。

次に歳出でございます。説明書の50、51ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費4目会計管理費でございます。職員の人件費が主なものでございます。職員の人件費につきましては、令和7年1月1日現在の人員5名おりますけれども、こちらをベースに総務課で予算を計上し、今後人事異動等で人員の入れ替えがあった場合には、人件費の増減分として補正予算で対応することになります。次のページ52、53ページをお願いいたします。8節旅費8,000円、こちらは年末調整の説明会や金融機関調査、こちらに出向く際の経費を計上しております。次に10節需用費、こちらは地方税務実務提要追録代、その他、消耗品に係る経費、および封筒等の印刷製本に係る費用として33万3,000円を計上いたしております。11節役務費、こちらの派出手数料165万円、こちらは会計課横にございます十八親和銀行の派出窓口、こちらに来ていただいております派出行員の方の人件費相当分の負担として、令和4年度より毎年支出をしているところでございます。次に窓口収納手数料150万3,000円、こちらは住民の方が税と公金を納付書で金融機関の窓口で納付された場合に、町より金融機関へ支払う納付書1枚当たり税抜33円の手数料となる分でございます。次に公金振込手数料590万9,000円ですけれども、いま一度その経緯についてご説明いたします。自治体と指定金融機関、本町では十八親和銀行でございますけれども、こちらとの公金収納および支払事務に係る経費負担、こちらについては令和4年3月に総務省より適正な経費負担となるよう見直しを行いなさいと、地方公共団体に対し通知がございました。この

ような状況を受けて、長崎県下全ての自治体の指定金融機関は全て十八親和銀行でございます。こちらの十八親和銀行の方からこれまで原則無料としておりました公金の支出に係る振り込みの経費、こちらを負担してほしいとそういった要請があったことから、県内21市町と十八親和銀行で協議を重ね、昨年令和6年10月より、県内全ての市町が同一の手数料単価で経費を負担することとなりました。今回はその1年間の経費として590万9,000円を計上するものです。次に13節使用料及び賃借料、伝送システム使用料95万7,000円、こちらは総合振込や給与振込、口座振替等により、収納事務や支払事務を行う際に使用するデータ伝送サービスの利用料となります。以前は同様の伝送サービスをISDN回線を利用し無料で使用しておりましたが、昨年令和6年1月にISDN回線のサービスが廃止になりましたので、有料の新たな伝送サービスとしてこちらの方を活用することになりました。次に説明書の204、205ページをお願いいたします。12款公債費1項公債費2目利子でございます。会計課所管分は、説明欄の一番下の一時借入金利子償還金で68万5,000円を計上いたしております。

最後に基金の状況ですけれども、主要な施策に関する説明書、こちらの43、44ページをお開きください。会計課所管分は下から3番目収入印紙購買基金で300万円を有する定額運用基金でございます。収入印紙の売りさばきに関する事務を行うための基金となります。次に下から2番目の用品調達基金で、こちらは100万円を有する定額運用基金でございます。庁舎内で使用する封筒や納入済通知書等の集中購買を行っているところです。以上簡単ではございますけれども、会計課所管の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。歳入ですね、まず。28、29ページ、ここから始めます。ここは用品調達基金運用収入1,000円です。次行きます。32、33ページ、これは下段の方に町預金利子分が会計課の所管です。次50、51、それから52、53ページの中段まで、ここが会計課所管です。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

52、53ページの2款1項4目11節の公金振込手数料ですけれども、今改めて詳しくご説明していただきましたが、昨年の9月に10月から始まるということで補正予算で上がった時に、大体1年間にかかる見込みの半分ぐらいで311万円だったと思うんですが、実際これがちょうどじゃないですけど、約倍ぐらいの600万円弱ですが、実際に10月に始めてみて、まだ今年度終わってませんが、どのぐらいこの半年でかかったかっていうのは分かるんでしょうか。まだ分からないか、分からなければ結構です。

○委員長（金子恵委員）

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

昨年10月から始まった制度でございますけれども、まだ請求の方がですね、半年に1回区切りで請求が来ますので、実際幾ら今年度支出するかというのがちょっと今のところちょっと不確定な、まだ確定してない状況でございます。申し訳ありません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では、歳出に入ってますけれども、次、歳出の204、205ページ、一時借入金の利子償還金、ここが会計課の所管です。68万5,000円ですね。いいですか。歳入歳出いずれでも結構です。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで会計課の審査を終了いたします。所管の皆さまお疲れさまでした。

場内の時計で16時45分まで休憩します。

（休憩 16時37分～16時43分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより議会事務局の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

皆さまお疲れさまです。それでは、議事課所管分についてご説明を申し上げます。まず歳入からお願いいたします。予算に関する説明書の36、37ページをお願いいたします。20款5項3目雑入の中段辺りでございます。上から15行目、議会運営・議会活性化調査研究視察経費補助金が所管分です。こちらは長崎県町村議長会が主催いたします議長および事務局職員の研修経費につきまして、県議長会から3分の2の補助を受けるものでございまして、令和7年度は2名分を計上いたしております。歳入は以上です。続きまして、歳出に移ります。42、43ページをお願いいたします。1款1項1目議会費でございます。まず1節報酬は、議長以下16名分の議員報酬と会計年度任用職員2名分の報酬を計上しております。2節給料および3節職員手当等の上から9行目までの諸手当、そして4節共済費、1行目の共済組合負担金は、議会事務局長以下職員4名分の人件費となります。3節職員手当等の一番下にございまして議員期末手当につきましては、支給は年間で3.45月分となります。7節報償費から18節負担金、補助及び交付金までにつきましては、経常経費でございます。そのうちタブレットの導入に伴いまして、その運用に係る経費として計上しているものをお示しいたします。11節役務費の2行目インターネット接続料、こちらはタブレット端末と4階に整備いたしましたWi-Fiに係る通信費になります。続きまして、次のページの44、45ページの13節使用料及び賃借料の3行目タブレット関連システム利用料は、会議システムの利用料および連絡ツールの利用料になります。4行目タブレット端末管理ツール利用料は、端

末の盗難や紛失時に遠隔操作などが行える管理ツールと補償サービスの利用料になります。それから、会議システムの操作講習会といたしまして、18節負担金、補助及び交付金の1行目各種講習会等負担金の中に31万3,000円、講習会の経費を計上いたしております。この講習会の経費につきましては、6年度に予算を計上いたしておりますが、タブレット端末の納品がずれ込んだために6年度実施を取りやめまして、7年度実施ということで改めて予算を計上させていただいております。その他の経費につきましては、内容について大きな変更はございません。ご審査方よろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。量的に多くないので歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳出はタブレット関連以外は過年度と大きく変わらないのかなと思うんですが、今の議長が就任の際に議会図書室を整備するというか、そういったことをおっしゃられてたんですよね。もう任期があと2年で、7年度で上がってないってことは、もうあと8年度しかないのかなと思うんですが、何らか整備したいというような予算の相談であったり、これまでに議長と何かそういう計画や予定、何かお話があつてるのでしょうか。なければないで結構です。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

その分につきましては、お話の方はさせていただいておりますが、具体的に何かじゃというところで予算を計上するかそういったところまでのお話っていうのはちょっと詰められていない状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで議事課の質疑を終わります。

引き続き、監査委員会の審査の方に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

続きまして、監査事務局所管分についてご説明を申し上げます。歳入はございません。歳出につきましては、86、87ページをお願いいたします。2款6項1目監査委員費でございます。1節報酬は監査委員2名分の報酬です。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、職員1名分の人件費でございます。8節旅費から18節負担金、補助及び交付金までにつきましては、経常経費でございます。全体として例年と大きな変更はございません。説明は以上になります。ご審査方よろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。歳出のみですが、質疑はありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで監査委員会の質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

長時間にわたる令和7年度長与町一般会計予算の審査、皆さまお疲れさまでした。

これから採決を行いたいと思います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

令和7年度長与町一般会計予算に対して、反対の立場から討論を行います。反対の理由は、産業文教常任委員会の部分と総務厚生常任委員会の部分がございますが、産業文教常任委員会の部分を除いた部分で討論を行います。現在年金で生計を維持している高齢者は、年金額が米、食料品、燃料などの物価高騰に追いつかず、大変厳しい生活状況を余儀なくされている方も少なくありません。高齢になって住民が長生きを敬い祝福する目的で実施している敬老祝金が数年前削減され、時津町と比較してもかなりの額の格差が広がっております。それは高齢者の交通費の助成を増額するための削減でありましたが、しかしその交通費助成額そのものも、時津町と大きな差が開いてしまっている状況であります。これは高齢者福祉だけの問題ではなく、若い世代の方の移住定住にも影響を与える可能性が高いと考えます。若年層は自分やその家族が生活の今の場をどこにするのかという選択をする際に、現在の子育て支援や教育などの行政サービスのみならず、自分たちが高齢になった時にしっかりとした福祉施策をとってくれるのか、こうしたことも重要な選択項目になると思います。現在、長崎市もまた時津町も人口流出に歯止めをかけようと移住定住促進に躍起となっております。せめて隣町と肩を並べる水準にしておかなければ、本町は移住定住の選択肢から外され、時津町や長崎市を選択する住民の方が多くなってしまわないかという懸念がいたします。そのような理由から、本予算に反対をいたします。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号令和7年度長与町一般会計予算の総務厚生常任委員会に付託された部分の採決をいたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

本日の委員会はこれで終了です。本日はこれで閉会します。皆さまお疲れさまでした。

(閉会 16時56分)